

第六十五回 参議院文教委員会會議録第十二号

昭和四十六年五月十一日(火曜日)
午前十時二十二分開会

委員の異動

四月二十七日

辞任

内田 善利君

補欠選任

北條 浩君

四月二十八日

辞任

中山 太郎君

補欠選任

植竹 春彦君

四月三十日

辞任

北條 浩君

補欠選任

内田 善利君

五月六日

辞任

植竹 春彦君

補欠選任

矢野 登君

星野 重次君

永野 鎮雄君

補欠選任

横山 フク君

横山 フク君

山本 杉君

五月十日

辞任

秋山 長造君

補欠選任

千葉千代世君

出席者は左のとおり。

委員長

高橋文五郎君

理事

大松 博文君

委員

小林 謙吾君

安永 英雄君

政府委員

文部政務次官

文部省初等中等

教育局長

文部省大学学術

局長

文部省体育局長

運輸省鉄道監督

局国有鉄道部長

事務局側

常任委員会専門

員

説明員

文部省初等中等

教育局長

教育課長

西崎 清久君

渡辺 猛君

秋富 公正君

木田 宏君

村山 松雄君

宮地 茂君

西岡 武夫君

鈴木 力君

小笠原貞子君

萩原幽香子君

内田 善利君

千葉千代世君

鈴木 力君

矢野 登君

宮崎 正雄君

星野 重次君

本日の會議に付した案件
○へき地教育振興法の一部を改正する法律案(鈴木力君外一名発議)
○高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○委員長(高橋文五郎君) ただいまから文教委員会を開会いたします。
委員の異動について報告いたします。

去る四月二十八日、中山太郎君が委員を辞任され、その補欠として植竹春彦君が選任されました。五月六日、植竹春彦君が委員を辞任され、その補欠として矢野登君が、また昨日、秋山長造君が委員を辞任され、その補欠として千葉千代世君がそれぞれ選任されました。

○委員長(高橋文五郎君) へき地教育振興法の一部を改正する法律案(参第一八号)を議題といたします。

発議者から本法律案の趣旨説明を聴取いたします。鈴木君。

○鈴木力君 ただいま議題となりましたへき地教育振興法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由と内容の概略を御説明申し上げます。

わが国には、山間地、離島その他の地域にあって、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない、いわゆる僻地が散在しております。この僻地に、昭和四十五年五月の調査によりますと、五千三百五十四校の小学校及び千八百九十七校の中学校があり、全国の公立小、中学校のうち、僻地小学校は二・一六%、僻地中学校は一七・二%の割合を占め、その児童生徒数は小学校四十万六千余人、中学校十九万四千余人であります。これらの僻地学校には小学校二万九千四百六十九人、中学校一万五千四百二十五人の教員が勤務しているものであります。ところが、僻地学校は一般的にいて小規模学校が多いこと、学校の施設、設備が貧弱であること、要保護、要保護の児童生徒が多いこと、保健衛生の状況が悪いこと、教員の配置に困難が伴うこと等、その教育条件はきわめて劣悪であります。このような劣悪な教育条件のもとにある僻地学校に対しては、教育の機会均等の理念に基づき、平地学校以上のきまこまかい行財政上の配慮が必要であります。

以上のような理由から、昭和二十九年の第十九回国会においてへき地教育振興法が制定され、さらに第二十八回国会には同法の一部改正が行なわれ、僻地教育の改善充実が着々と進められてまいりました。しかしながら、僻地の一部は交通機関の発達により、交通条件等に多少の緩和が見られますものの、なお全体的にみれば、その生活文化水準は他に比べて一そう格差を生じているのが現状であります。またここに、最近におけるわが国の経済社会の急速な発展は、人口、産業の急激な都市集中をもたらし、地域社会の基盤に大きな変動を起しております。これがため、僻地にも大きな影響を与え、随所に過疎現象が生じており、小学校においても、ここ五年の間に五百九十八校、十四万一千人の児童が減少している状況であります。なおまた、都市における労働力の不足、賃金の上昇に伴い、従来は一家の主人だけの季節的な出かせぎであったのが夫婦で出かせぎをし、老人と子供だけを残してほとんど帰郷せず、送金だけを行なうという傾向が非常に多くなつてまいりました。

ついで、これらの現状にあわせて僻地教育の振興策に特段の考慮を払い、徹底させる必要があると信ずるものであり、ここに本改正案を提出した次第であります。

次に、改正案の内容のおもな点について申し上げます。

まず第一点は、僻地学校の定義についてであります。すなわち、現行法におきましては、「交通条件及び自然的、経済的、文化的条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する公立の小学校及び中学校をいう」とありますが、今回これを「交通条件及び自然的、経済的、文化的条件に恵まれず、他の地域に比較して住民の生活水準が著しく低い山間地、離島」云々と改めたことあります。近年における交通機関の発達と、テレビ、

ラジオの普及等は、僻地の状況に多少の変化を与えておりますが、僻地における地域住民の生活、文化水準は依然として低く、その産業開発のおくれと人口の漸減等の理由により、僻地市町村財政の悪化も加わり、平地との生活文化水準の格差は一向開いております。これが学校教育の面に對しても大きな影響を与えていることは当然であります。したがって、僻地学校の定義を「その地域住民の生活文化水準の低い山間地、離島その他の地域に所在する小、中学校」と改めたものであります。

第二点は、市町村の任務として、学校給食に関する規定及び新しい構想の宿舎設置に関する規定並びに児童生徒の通学を容易にするための措置等について規定いたしました。

学校教育の一環としての給食を特に必要とする僻地学校における給食の実施状況は、高度僻地の特別対策として、パン、ミルク給食対策を行なった結果、その実施率は相当に上昇いたしました。完全給食については、全国平均で小学校では八二・五％に比し、六七％といまだに低い現状にあります。申すまでもなく、僻地における給食の普及率の低いことは市町村財政の貧弱と地域住民の貧困が主な原因であります。それゆえに、僻地における学校給食の実施についての規定を定め、大幅な国庫補助により完全給食をはからうとするものであります。なお、その実施にあたっては、年次計画をもって逐次整備実施するものとしております。

また、本法により新たに設けようとする宿舎につきましても、前述のような両親の長期的な出かせぎに對応して家庭にかかわる宿舎を設置しようとするものであります。すなわち、この宿舎における職員については学校教育法に定める学校関係職員以外の職員を配置し、両親にかわって家庭的な雰囲気の中にいて、児童、生徒の世話ができるよう、宿舎の設備とあわせて配慮いたす考えであります。この設置の計画といたしましては、年次計画をもって実施し、なお、従前の寄宿舎に

あつてもこれが適用されるよう配慮いたしております。なお、僻地における通学条件を改善するための一つとして、バス・ボートの整備が必要であることは御承知のとおりであります。その運営費も年間相当額のぼり、財政力の貧弱な市町村にとつては、過重な負担となつておりますので、これを国庫補助の対象とするよう改めております。第三点は、僻地学校においては無医村が多く、児童、生徒の保健指導及び健康管理のためには、特に養護教諭の設置が必要でありますので、できる限りこれを置くようにすることに定めました。また、両親の不在世帯の多いことなど、僻地教育の困難性にかんがみ児童、生徒に對してもつぱら生活指導に従事する教諭の設置を定めたことでもあります。

第四点は、僻地学校の級別指定の基準を定める場合に僻地条件の程度とともに市町村の財政状況をも考慮することとしたことでもあります。僻地学校の級別指定の基準には、立地条件の程度によつて級別指定が行なわれることは当然のことであり、当該市町村の財政力の貧弱度が学校の施設、設備その他の面においけるを招き、ひいては学校教育の大きな困難をもたらすことを考慮して、これを特に級別指定の要素とするように措置したものであります。

また、僻地に勤務する教職員の僻地手当の支給については、準僻地を一級地とし、なお支給割合を最低二％から最高五％まで引き上げるとともに、特に僻地性の高い五級地については保健、医療その他の衛生に関する環境の程度に応じて一種から三種までに分け、これらの級地別の最低保障額を設けようとするものであります。これにより教職員の待遇改善、人事の異動を円滑にし、有能な教職員を配置したいと考えております。

第五点は、市町村が行なう事務に要する経費のうち国の補助率を現行の二分の一から十分の八に引き上げております。

僻地の市町村は財政力が貧弱であり、昭和四十四年度の調査によれば、僻地を持つてゐる千五百

九市町村中その財政力指数二〇％未満が三百八十六団体、二〇％以上四〇％未満が七百六十団体であつて、実に七五％以上の市町村の財政力指数が四〇％以下となつてゐる現状であり、これがため積極的な僻地教育振興のための諸施策を促進させるには、国の二分の一の補助をもつては実効をあげ得ない現状でありますので、補助率を大幅に引き上げて僻地における教育の充実に上をはかりたいと考えております。

なお、附則におきまして、施行期日を昭和四十七年四月一日とし、定義の改正及び僻地手当並びに最低保障額に関する規定は昭和四十六年十月一日から適用することとしたしております。

また、昭和四十六年度以前の前算にかかる国庫補助金については、従前の例によることとしたしております。

以上がこの法案の提案理由及び内容の概要でございます。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(高橋文五郎君) 本法律案に対する質疑は後日に行ないたいと存じます。

○委員長(高橋文五郎君) 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案(閣法第二十七号(衆議院送付))を議題といたします。本法律案に對し質疑のある方は、順次御発言を願います。

○安永英雄君 私は前の委員会におきまして定時制教育の問題について質問したのでありますが、その際、確かに定時制教育に携わる先生方に定時手当を三％引き上げるといふこの法律案については、基本的には賛成でありますけれども、またこれはむしろおそいといふふうな気もするわけでありまして、ただ大臣もこの前答弁をされておりましたように、ただ単に定時手当を三％引き上げるだけで、この定時制教育はたくさん問題をかかえておりますし、改善すべき点がたくさんあるわけ

でありまして、これはいわば一環として行なわれたわけでありまして、この際定時制教育の振興について基本的には押えておかなければならない点について質問をさらに続けていたしたいと思います。

そこで、生徒の生活実態を考慮しながら、そして技能教育施設との連携教育あるいは定時制と通信制の併習あるいは昼夜の二部制、三部制授業、こういう教育の形態が非常に複雑化してゐる、言いかえまして先生が非常に忙しくなつてゐる、だから三％上げるといふことを提案理由にあげられておられますけれども、私はその忙しくなつてゐる、あるいは多様化になつてゐる、こういう内容それ自体に大きな問題があるのであつて、三％引き上げただけでこの問題は解決しないといふことを私も言つたし、大臣も認められたわけでありまして、その中で、この定時制に通う生徒の、なぜ自分は定時制に通つて勉強するのかといふ意識調査を中心にして私は質問をしたいのであります。この点については、現在の定時制に行つてゐる大多数の生徒の定時制に学ぶ意識といふのは、やはり何といつても社会に役立つ知識あるいは教養を身につけるというごく健全な意識を持つてゐるということはお互いに認めたところでありますけれども、私はさらに突っ込んで、この定時制に生徒がなぜ入つたのかといふ調査について、結果を申し上げてみたいと思ふのですが、これについて文部省のほうでその調査があればさらに出していただきたいと思います。まず経済的な理由でどうして定時制に入らなければならなかつたか、できれば全日制に入りたかつたけれども、これは経済的な理由でどうしても定時制にこざるを得ない、こういう理由のものが、三八・七％あると私は見ております。さらに中学を卒業して、とにかく働きたかつたといふふうなものが二九・三％、それから全日制に行きたいけれども、いわゆる試験に通らなかつたという学力不足が理由で私は定時制にきたのだという生徒の調査によりますと、これが三二％あるといふことであります。これは全国的にとりましても、この数からあまり変わらない

と思います。地域的には多少違ったところがあるかも知れませんが、大体私は全国的なレベルをとったつもりであります。そこで私が申し上げたいのは、この問題の三三%の生徒が定時制に入っておるということなんです。これは文部省のほうでどう把握されているか知りませんが、現在の高等学校の教育の多様化あるいは中学校から高等学校に入る場合の差別選別、こういった方式が現在横行しておるわけでありまして、こういったのが私は一番大きな原因じゃないかと思うのです。私は高等学校の多様化の問題についてはまた別な機会に質問をしたい。しかしこれが一番基本になっておることは間違いないことでありますけれども、時間の関係もありますので、高等学校の多様化の問題についてここで質問をし問題を明らかにするということもありませんが、この働く青少年、まじめにこの定時制で勉強しようという意識の者が非常に多い中で、ひずんだ定時制の教育になってきておるのはこの三三%が私は問題だと思ふのであります。これはとにかく高等学校の全日制を受けようと思つても通らない、だから受け持ちの先生あたりが定時制に行けと、こういうふうな形で進んでおるから、この三三%を除いた七〇%近くの者は、自分で働いて自分で授業料をかき、生活費までかせいでまじめに勉強しているという中で、生活的には恵まれても、ただ高等学校に行けなかったから、全日制に行けなかったから定時制に來ておるといふこの三三%の生徒の日常の定時制における学習態度、こういったものについてはぜひぶん開きがあると思ふし、本来の定時制教育をゆがめておるのはこういうところにあるのではないかとこのように私は考えるわけでありまして。長くなりましたが、私はそういう意味で、高等学校に、全日制なら全日制に行きたいという子供については、これはだれでも入れてやるという、いわゆる高等学校の全入もしくは義務制化、こういったものを当然やらないと、こういったし寄せといひますか、定時制本来の教育がゆがめられるという立場が出ると思う。長くな

りますが、去年、岡山県の農業高校を参議院の立場で調査に行ったことがあります。その校長以下全職員こぞって——あそこは二〇%程度が、農業もしないし、卒業しても農業をやろうという気はない、いわゆる選別されて、おまへは農業高校に行けと言われた生徒。全日制、他の普通高校には入れないから農業高校に入れという、そういった形で来た子供が二〇%。この二〇%の子供が農業高校で将来の農業をどう発展させるか、あるいは自分の家の農業経営というものをどういうふうに進展させていくかというふうな農業教育本来の目的というものを何ら感じないで、とにかく高等学校程度の学校を出ればよろしい、しかも全日制に入るためには点数が足りない、こういった形で來ておるのとよく似ておると思う。特に私は、農業高校よりも定時制というところが、本来青少年が働かながらここで勉強していくという、そういった意欲に燃えた学校になさねばならないという立場であります。次官、この問題について私が言った、直ちに義務制に切りかえるという問題はいろいろな障害があると思うのですけれども、少なくともこういった高等学校の全日制に行きたいという子供については全部收容するという、そういった方向に私は当然いかなければならないと思う。この点についての次官の見解をお聞きしたい。

○政府委員(西岡武夫君) お答え申し上げます。ただいま先生御指摘のとおり、定時制における教育が、学力不足のそういう生徒が行っている三三%という先生のいまの御調査の数字でございしますが、そういったことが定時制教育本来の目的そのものをゆがめておるという点は、確かに御指摘の面があるかと思ひます。そこで、全日制に全員入学、希望する者はすべて就学させるといふ方向でございしますが、現在中教審においても、今月末を目ざして学校教育の今後のあり方についての答申が出されようとしておられますが、やはり高等学校に進学いたしておられます進学率が八二%をこえている現状を考えますと、確かに高

等学校の義務化という問題は、今後の大きな考えなければならぬ課題であらうかと思つてございします。また一方では全入の問題よりも、高等学校における教育そのものを多様化していくということが大切ではないか、そういった中で、学びたい生徒たちに学ぶ機会を与えていくという多様化の中で、その問題を解決すべきではないかという考え方も一面打ち出されているわけでございます。十分私どもとしては今後の緊急に答えを出さなければいけない問題として検討してまいりたいと考えているところでございします。

○安永英雄君 いま多様化の問題をおっしゃったから、先ほどは別の機会にお聞きするということになっていたおりましたが、多様化という方向を目ざしながら全入の方向をたどっているという方向は、私は、中教審でもそうずばり出していないと思ひます。私その点ちよつと気がかりだからお聞きしますが、多様化という問題で袋小路に追い込まれた形が定時制の三三%であり、先ほど申しました農業高校に、目的のないのにただ高等学校という形で二〇%のものが入っているというものが、多様化のすでに弊害の出ているところですか。これが多様化といへば、それぞれの生徒の将来の希望、こういったものを達成できるという、そういった意味に多様化というものを置いて、しかも多様化の中で、高等教育、あるいは前期の高等教育、後期の高等教育、こういったものの中で、やはり社会的に有能な知識あるいは社会人としての教養豊かな人間というものを土台に置きながら、しかも進む将来の職業的な方向をこれは指向しなければならぬ。ここあたりはしっかりと踏まえておかないと、ただ多様化をどんどんやっていく、その多様化のためにはいろいろ、極端に言えば単科の高等学校とか大学をどんどんつくっていく、その結果全入されるんじゃないかというやうな甘い多様化の方向は私は危険だと思ひます。これ以上申し上げなければ、私はあえて定時制の三三%と高等学校の、たとえば高松農業高校の二〇%、こういったものは、多様化の結果振り落とされて袋

小路に入った人間だと思ひし、多様化の方向を持ち続けながらも弊害がすでに出ているということ指摘したわけですね。やはり父兄も本人も、あるいは社会全体の望む方向というものについては、やはり全員が入学できるように方向で検討を進めてもらいたいというふうには私は希望をしておきたいと思ひます。

それでは、これは文部省にお聞きしますけれども、働きの定時制に通つておる生徒は、各職場においてどれくらいの大体賃金をもらつておるとお考えですか。

○政府委員(宮地茂君) まことに恐縮ですが、ただいま資料を持ち合わせませんので、後ほど調べまして御返事したいと思ひます。

○安永英雄君 これはこの前も言つておいたじゃないですか、やはり文部省のほうで、私学の実態あるいは定時制、通信制、こういったものの実態あるいはよく調査をされないと、この間の大臣の答弁では、将来の方向として振興策をある程度述べられたけれども、振興策は立とうはずはないという気がするのです。把握が非常にないのであります。私の調査したところでは、大体十五歳から十七歳、これは二万円から二万五千円程度、総額です。それから十八歳から十九歳、こういったところでは二万五千円から三万、ほとんど年齢によつて定時制に通つておる生徒のもらつておる賃金ではあまり差はない。非常に低額だということが言えると思ひます。そして私はさらに調査をやりましたが、この少ない金額の中から結局約半数ぐらゐは大体五千元以上、高いので一万円、これを親元のところに仕送りしておるといふ結果が出ております。これは私のデータでありますけれども、文部省として真剣にここあたりは調査を願ひたいと思ひます。これは今後の定時制、特に定時制に通う生徒の教育を振興していく、改善していくという場合に、こういった基礎のデータというものをしっかりと握っておかないと、どのくらい取つておるのかわからぬし、大体どういう生活様式をとつておるのかわからないと、私はこの

問題は解決しないと思う。

そこで、この定時制に通っておりながら、しかもわずかな賃金を取っていて、五千円も、あるいは多いところでは一万円も親元に仕送りをするというふうな生活の中で、これはとてあると思うんですけれども、この定時制の生徒が一月に学校に納めておる金額というのは大体どれくらいなのか、これをお聞かせ願いたいと思う。

○政府委員(宮地茂君) 学校への納付金は年間一人三千六百円でございす。月に割りますと、約三百円が、学校納付金でございす。

○安永英雄君 三百円ですか。二万五千円から三万円取りながら五千円を仕送りして、そして三百円程度納める。その定時制高等学校の生徒が、三百円納めるというそれくらいでやっているとお思ひですか。

○政府委員(宮地茂君) 学校への納付金を申し上げました。学校へ行くためには生活費も要ります。そういうものは別として、学校へ直接どれだけ金を納めるかという平均は年額先ほど申しした金額でございす。

○安永英雄君 学校へ納付するというのは、授業料を納めるだけで、高等学校定時制についてはあとと一切学校に納付していません。三百円納めて、それ以外は定時制というは他の国の補助なり県の補助があつて、一切とにかく学校に納入しないです。それなことであなた方いままで優遇したことあります。三百円程度月に納めれば、高等学校の定時制に通つておる生徒は、他のほうは納めないでいいというふうに通つていらつしやるのです。普通、普通の高等学校、定時制以外の高等学校だつて、小学校にしても、中学校にしても、授業料はないけれども、納めています。学校に納めていらつしやる納付金についてそういう認識を持っていられしやるとするならば、定時制の生徒がかわいそうです。また、それだけの手だてをしておつて三百円だけだといふならいいんですけれどもね。認識がとにかくおかしいです。

○政府委員(宮地茂君) 恐縮でございすが、御質問の趣旨がどうもわかつたようではございませんでございすが、定時制に通う子供が学校に行つておるがゆえに幾らかかかるかという御質問と、一人の子供が学校へ行く、行かぬは別として、十五歳なり十七歳の子供が生活するの、一人でも月にどれだけ要るかというふうな御尋ねを含めてでございしようか。まことに恐縮でございす。

○安永英雄君 普通、文教委員会が大学の問題にしたつて何にしたつて、納付金ということを使つたときには、授業料以外いろいろのものを含めて、生徒自身が、あるいは父兄がその当該の学校にどれだけ納めておるか、どういう項目で納めておるかということをお聞きするのです。あなたのほうに、学校に行かない労働者の子供がどんな生活をしておるかというの、これは労働者のほうにお聞きします。文部省らしいお答えをお願いします。

○政府委員(宮地茂君) 学校に行こうと行くまいと、一人の子供が生活する経費は除きまして、生活費は別といたしまして、特に学校に行つておるから幾らプラスして要るかという意味で申し上げます。

先ほど申し上げましたのは訂正させていただきます。先ほどの授業料の平均でございす。

そこで、あらためて申し上げますが、授業料にプラスした学校納付金は、一人平均いたしまして年額六千五百五十円でございす。大体授業料に相当する部分が先ほど申しした年額三千六百円でございす。授業料以外に、学校が実験等をやるための経費とか、あるいはガリ版刷りその他いろいろ教材等で紙代を徴収するとか、そういうもの付いたします授業料を含めましての年間平均は六千五百五十円、こういう調査になっております。これは昭和四十三会計年度で文部省が行ないました地方教育費の調査報告書によるものでございす。

○安永英雄君 年間で六千円というふうなことも

のでは現在ないわけですか。たとえば一つの例をあげますと、授業料は三百円、給食費が千二百円、PTA会費が百五十円、生徒会費が百円、施設拡充費二百八十円、補助費が二十円、実験実習費二十円、保健体育費四十円、その他二十円、合計千九百五十円というのが一月の納入になっておるわけでありす。今後の定通教育振興のためにぜひ全国の実態調査をしてほしい。四十三年のその調査ではこれは実態に合わない、このように思ひます。特に給食費が非常に多いのですが、これはあとで質問いたします。

そこで、問題はPTAであります。PTAの調査によりまして、入会金が二千円、あるいは二千五百円、五千円、こういうところがあります。そういうのが入つておられます。このPTAのPというのとは本来父兄なんですけれども、こちらに通つておる生徒というのとは父兄兼生徒なんです。自分でかせいで自分でPTA会費を納め、入会金も納めておるというのが先ほどの三二〇〇なんですよ。これは父兄即生徒なんです。先ほど言つたように、二万五千円から多い者が三万円。その中で、一万円から五千円の仕送りをしながら、そうして学校に納めるのは月に二千円。その中でPTAの会費、入会金まで自分自身で払つておる。たとえばこういうPTAの会費、この問題についてはどう思ひますか。この入会金あるいは会費の徴収、こういったものは果とかいろいろの問題に直接いかもしれませんけれども、文部省としてはこういう傾向についてはどうお考えですか。

○政府委員(西岡武夫君) お答えいたします。PTA会費のあり方につきましては、これは定時制高校だけの問題ではなくて、先生御承知のとおり、いろいろ根本的な問題があるわけでございす。特に定時制高校のPTAのあり方という問題については、全日制の場合とは、ただいま先生御指摘のとおり、相当実態そのものが異なつておると思ひます。そういう形で勤労青少年、勤労学生に経済的な負担という問題になりますと、こ

れは好ましいことではない、かように考えております。

○安永英雄君 一緒に聞けばよかつたんですが、いまはつきりしました。PTAの問題については、これはやっぱり全般的な問題であるけれども、取りあへず定時制に通う者に入会金から月々のPTAの会費まで取るというのはいけなないと思ひます。いま原則的な態度をお聞きしましたから、私はそういう指導は行なつていただきたいというふうに要望いたしておきます。

次に問題になりますのは、施設拡充費という点です。金額としてはこれは大学あたりに比べると非常に少額でありますけれども、二百八十円取つておるという実態がありますけれども、私はいまの大学入試の問題で、大体大学の試験を受けて通つたという場合に、この大学の施設拡充費というのはいふん大きく取られておられます。特に医科あたりでは取られておられます。これは非常に問題になっておるわけですが、私はこれこそやはり寄付金とか施設費、こういった金額も非常に高額で臨時に取られることもあるという点であります。月々この学校の施設拡充費二百八十円を出しながら、やはり一挙に施設を拡充するといったような場合には、名前はPTAのほうにということとで五千円あるいは一万五千円、非常に高額なものをだす、こういったこともあつておられます。これはまあ本来、県なりあるいは国が学費環境をつくつてやる、施設を拡充するというのは、これは先ほどのPTAと同じように、PTAに依存したりあるいは有志の寄付金にたよつたりするということにいろいろ教育のひずみも出てきておるわけですが、特に働きながら勉強しておるという生徒自身に施設の拡充費を取つていくというのはいふんはかじやないか。これは県なり文部省がそれ相当な施設をやれば必要であればやつてやるということこそ私は必要じゃないかと思ひますが、これは私は納得できない。一緒に質問すればよかつたんですが、これについては直ちに各県に対する文部省の指導があつてしかるべき

だ、ちようどいまごろがこの話になってきておるところであります。定時制の施設の拡充費、これについては一切取らない、こういった点についての指導なり、その前に一応お考えをお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(西岡武夫君) お答えいたします。

先生御指摘のとおりでございます。ただいまの二百八十円という金額が実際問題としてどういう形で一般的に取られているかどうかという点は確かではございませんけれども、本来施設整備費につきましては、学が生徒に負担をさせるということはあるべき姿でないと文部省としては考えておるわけでございまして、そのような事実について早急に実態を調べまして、都道府県の教育委員会とも十分連絡をとって、そのような事態が起こらないよう十分今後指導をしてまいりたいと考えております。

○安永英雄君 次に、同じく生徒の問題でありますけれども、就職について差別をされるという、こういうことが非常に多いのであります。いわゆる全日制高校卒業生との就職時における就職差別というのが多い。極端に言うならば、就職試験を受ける機会というものを初めから奪われておる。あるいはまたやつと就職をしても、その入ったところの就職先で、定時制を出ておるということによつて一般的な差別を受けておる、こういう実態が非常に各所に行つて訴えられるわけです。これは人権問題であるわけでありまして、この問題については文部省としても十分取り組んでおられると思ふのですけれども、特に銀行、証券、保険、こういう金融機関、こういうところはもうほとんど定時制の卒業生に就職の門戸を閉ざしておる、こういうことを聞くわけです。あるいはまた職場についたこともない新卒者に限定をする、そして二十歳以上は採用しない。ですから、定時制の卒業生等で二十歳以上の人は、非常にはじめに勉強をして就職したいという人も多いわけでありまして、これを実質的に差別をしておる企業もある。これは例を出せと言われれば私は一、二の例ははつき

り出してほしいと思ふのでありますが、これについて差別の実態というものはどうなのかというところを文部省としては把握をされたことがあるかどうか、そしてこの差別撤廃について今日まで文部省のほうとしてどういう努力をされてきたのか、この点について伺ひたいと思ひます。

○政府委員(宮地茂君) いまのお尋ねの件、私もまことに遺憾なことだと思つております。この問題につきましては、経緯を申し上げますと、定時制の子供、生徒というのは一般に勤労をしつて学校に通つておる、職業を持っておる子供が相当ある。さらに年齢が十五歳から十八歳といった、大体全日制に通う子供よりも年齢が多い子供が多いでございます。そういった面からくる、定時制なるがゆえにということではなくて、どこかの職場における者はとか、あるいは年齢がいまおっしゃいましたように、一定の年齢以上の者はといったような点で制限される面が相当あるようにございしますが、それを除きまして、高等学校卒業を就職試験の受験資格としております場合も定時制は除くといったようなことをやっておる企業がございします。この問題は昭和三十八年に、当時から非常にそういう点で、私も文部省としてはもちろんでございますが、先生がおっしゃいましたような声も強うございまして、日経連、商工会議所、こういったところとかねてから話し合ひをいたしておりました。昭和三十八年に次官通達も出しましたし、さらに日経連等へは依頼のお願いを正式にもいたしました。それ以後年々、若干ずつ定時制の卒業生に就職の受験機会を与える企業はふえてまいつておりますが、しかし、まだ一〇〇％に至るにはほど遠いようでございます。たとえばこれは日経連の調査でございますが、私のほうは毎年日経連のほうにお願いし、また教育長等を通じて地方の企業にもお願いいたしておるところであります。日経連の調査によりますと昭和三十八年の調査では、定時制の卒業生に就職のための受験機会を与える民間企業の比率は三四、五％でございます。それが四十四年には、六〇％近くになつております。しかし、それにしましてもまだ一〇〇％にはほど遠い数字でございます。ただ、国、県、さらに公社、公団、こういったようなところでは、少なくとも絶対にそのような扱いはいはないという現状には至つております。

なお、これはよいことかもしれませんが、文部省などでは、定時制の卒業生、夜間大学の卒業生で公務員試験に受かった者は優先的に、よその者が採用してくれなければせめて文部省が率先してといったようなことで、これは歴代人課長もそういう面をやつておることは申し上げさせていただきます。

○安永英雄君 私の調査では、公社——少なくとも半官半民といひますが、こういったところは、いま文部省がとらなければと言つておりますけれども、この点定時制の高等学校——いまは大学が多いだろうと思ひますけれども、高等学校出で、地方公務員とかこういったものの試験をめぐりにやつぱり通つてこういった公社あたりで押えられ、こういった例はあるんですよ。文部省のほうだけ自分の近くだけやられないで、もう少し各都道府県関係あたりも、定時制を出たがゆえに、そして資格もちゃんと持っているのに差別をするという実態があるわけでありまして、いま日経連その他のほうにいろいろ今後努力をしてもらわなければならぬし、特に日経連に属さないところあたりのほうは定時制が多いのです、中小企業とか。こういったところあたりもうまくやらないと、日経連は非常に政治的なことでやつてくるわけですから、これはきめのこまかい——文部省対日経連ということをやつていかれば政治的な渦の中に入つていく。きめのこまかい指導はなかなか行なわれないわけですから、就職は求人難ということではパーセンテージはむしろ上がつておりますが、本質的にはやはり解決されてない、差別があるというところは私は認めますので、この点今後とも通達の出し放しということではなくて、都道府県なり小さな企業その他についても、やはり漏れなく指導を行なつてまいりたいと思ひます。時間もあ

りませんからこの点は要望を申し上げておきます。次に、今度提案をされております定通手当の問題について、提案理由にはある述べておられます。しかしこれをせんじ詰めて言えば、結局教育事務その他の業務が一そう複雑、困難性を増してきていくところからこの三％の引き上げを提案するのだという趣旨に私はとります。要するにこの定時制教員の諸君、あるいは全日制の教員の諸君、こういったものを比較して、複雑、困難、こういったところから支給されるというふうに考えるわけでありまして、

そこで定通高校の例をとりますと、この定通高校の先生だけではなくて、同一職場に勤務する事務職員あるいは用務員、こういった現業職員、あるいは実習助手、これにも当然定通手当を私は支給すべきである。その提案の理由からしてもこれを別ワケに置いて除外をするという理由が全く認められない、こう私は思ふんですけれども、これに事務職員、用務員その他の現業職員、助手、こういった人たちに今度の定通手当を支給しないのか。これについて提案理由に誤りがあり、つけ加えることがあるならどういふところがあるのか。提案理由をそのまま読めばこれは当然支給をしなければならぬというふうに考えますが、この点どうですか。

○政府委員(西岡武夫君) お答えいたします。定時制通信教育手当につきましては、この手当そのものの目的と申しますか、支給をいたします理由が、勤労青少年の教育自体が複雑、困難であるということ、そこに着目をして支給をしていく手当でございます。その観点から申しますと、定時制の場合の事務職員もまた全日制の事務職員も、事務そのものについては何ら変わるところがないというふうに考えるわけでございます。そういう意味において、現時点で事務職員また現業の用務員についてその手当を支給するということは困難ではなからうか、かように考えるわけでございます。

○安永英雄君 これは、全日制の事務職員と定時

制の事務職員とのそこは差がないという奇妙な理屈をつけられたものだと思ふのです。そうならば、定時制の先生と全日制の教職員とにこのとら差がありません。昼と夜という差をつけられただけですか。私は全く差がない。にもかかわらず特にこの定時制の先生だけがこれをもち、上げるというのには私は理屈が立たないような気がするんです。私は結局、定時制の教育といったものは非常に複雑化しておる、先生御苦労だろうというところに先生だけに差し上げるという理屈はないような気がするんです。事務職員あるいは実習助手、用務員、こういった人たちが一緒にやっ

て定時制というものは運営されていっておるんじゃないですか。極端に言うなら、事務職員といったものの存在があつてこそ私は教職員というものが定時制の教育に一斉にとかく全力をあげてやっ

ていけるような、いわゆる別個のものじゃなくて一体になって運営せられておるというふうに思われる。これは全日制と同じだと私は思ひますけれども、特に定時制ということとでとらえた場合に、特に定時制の事務職員と全日制の事務職員と、先生の差があるとするならば、これは事務職員にも当然差が出てくる。複雑さ、繁雑さというものは昼と夜とで違ふ、教職員の場合はそうとてある。そうすると事務職員の場合だって私はそうでなければならぬ。理屈は合わないんじゃないですか。なぜ私はそんなふうに切つて捨てるのか、事務職員あるいは現業職員を。もう少し詳しく……

○政府委員(宮地茂君) 先生のおっしゃいますのは確かに一つの御意見と思ふのでございますが、まことに基本的に対立するような考え方で恐縮でございますが、確かに先生のおっしゃいますのは御意見ですが、ただ、従来から定通の先生方に定通手当を差上げておられますのは、昼であるから夜であるからというよりも、定時制にも昼の定時制がございまして、昼とか夜とかいうことではなくて、そこに来る子供が全日制と相当違ふ。相当年齢がいって子供もおりますが、多くは職業を持

つた勤労青年でございます。さらに、先ほど御指摘にもなりましたが、そのことがよいとか悪いとかいう意味ではございせんが、実情は、全日制の子供と比べて相対的に中学校での学習の修得度合等が不十分でございます。ことばを覚えて申しませう、あまりいいことばじゃないかもしれませんが、能力なり適性なり、さらには進路といったようなものが全日制の子供と比べて相対的に相当違ひがあり、またそれだけにそういう子供を対象に教育される先生方には御苦労が多い、教育をつかさどる先生方は非常に御苦労が多いと思ひますが、とりわけ全日制と比べると定時制の先生方の教育というものは御苦労が多い。そういう点に着目してこの手当を出していただくべきでございます。

○安永英雄君 それでは事務職員と現業職員は別した理由にはならないのです。依然としてやはり全日制の先生と定時制の先生の比較をおっしゃつておるわけですか。

そこで、私はいまいろいろ勤労青年を対象としておる。あるいは極端に言うなら中学校のいわゆる扱いにくい子供、勉強のできない子供、こういった者を取り扱つておるから特にと、こうおっしゃるならば、事務職員になればさらに、実態をお調べですか、このところ、昼の事務職員というのは、私は仕事は軽いとは思ひません。これは非常に重い。重いけれども、たとえば、先ほど申しましたように、PTAの会費を何日まで持つてきなさい、授業料を何日まで持つてきなさい、すなおに持つてくるわけですよ、全日制の場合は、定時制の事務職員がどれだけ昼と違つてやつているかというのには御存じですか。給料不払いの起こつたときには会社まで行つて社長にかけ合つてまで賃金を出させて、そうして学校に納めさせる、こういう努力もしているのです。ちよつと全日制の事務職員の方と違つた努力も、いまさきの教職員が対象にされておると同じように困難度があるのです。特に夜と昼との関係はあまり考えておりません。なるほど、昼の定時制もありまして、あるいは通信制のほうは昼です。ですけれども、

これに分け隔てをする理由は一つもないと思ふ。実際に夜の定時制におられる事務職員の先生の業務というのを見たことあります。昼の先生方のように事務室にすわつていて、そして昼の全日制の事務職員と同じようなことを夜やつておれば事が済むと思へば大間違いですよ。先ほど言ひましたように、教職員が非常に全日制と違つた意味の生徒を対象に教育をしていると同じように、事務系統につきましても同じように違つた困難度というものが事務職員と実習助手、用務員にもあるのです。その点、ひとつよく調べてもらわなきゃならぬと思ふ。昼の先生と何ら勤務の態様は変わつたことはないのだという言ひ方は、これは教職員に対しての三割値上げの理由と切り離すことはできない。この点、私は、いま言つたような突き離し方は酷だと思ふ。この点について、夜なら対象が勤労青年、あるいはあなたの言うようなことは不満であるけれども、多少はやはり全日制に行けないような、いわゆる学習の低い子供を対象にしているという場合に、それが事務系統あるいは実習助手にどういうようにして出てくるかというのをよく考えないと、同じ職場の中で教職員だけ三割上がつてこちらのほうは上がつてない。しかし全体的に一緒に一体となつて定時制教育というものを一つの校舎の中でやつておるというその中で、この学校の運営というものは実際にできますか。あなたたちは何も関係ないけれども、先生だけが……。私は、やっぱりこれは定時制の教育にとつて大きなマイナスが出てくる、亀裂が出てくると思ふのです。これはこの法律案が終つたあとで教務法の問題が出てくると思ひますけれども、こんな机上の上で考えたようなことではなくて、実際、あなた方、東京都内でも幾らでも定時制あるのだから、定時制の中へ飛び込んで事務の先生方がどれだけ苦労しているか、実習助手の人が昼に比べてどういふ特別なことがあるの、ということをお調べにならなきゃならぬと思ふ。星と夜と、実習助手とか用務員とか事務職員というものは全日制と定時制とあまり変わりはないの

だ、こういう突き離し方というものは少ない。少なくともこういうことについては努力をするなり、あるいは今後についても、あるいは来年にも、こういうものについても別の手当を考へるべきです。そういったことをしないから、東京都とか大阪、埼玉、こういったところについてはこれに見合うように県費で支給するところがあるのです。実際にあるのです、知つておりますか。この実態を各都道府県で、そういったところで、文部省としては差をはきりつける、教職員だけというふうにつける。しかし実際に目に見えている県教委とかこういったところ、県とか、こういったところから見れば、それじゃどうして学校の運営はできないということ、何とかやりくりして独自で県費をつけておる、こういったところがあるのです。こういうことは望ましいことではない。ある県とない県とがあつては困る。こういった点についての見解をもう一回お聞きしたい。あくまでももう切つて捨てる、法律案どおりだと、あとはどうにもしようがないのだ、法のたてまえとか何とかあれば別ですよ。これは、たてまえ論をとるならば、たてまえ論を言つてもいいと思ひますが、どうもいまの提案理由にあるいはいまの説明ではたてまえ論もあまりはつきりしないような気がする。こういった点、どうですか、これは次官から聞きたいと思ふ。

○政府委員(西岡武夫君) お答えいたします。先生お話しのように、実態として、教職員と事務職員とが同じ職場の中で、一方が手当が上がつて一方は忘れられていくというところの与える非常な悪影響というものが実態としてあるということ、私は私どもも十分理解をするところでございます。ただ、現在のところのこの種の給与、諸手当のあり方というものが、先生御指摘の事務職員も教職員と同じであるという形になつていないということもございまして、今後私どもはただいま先生の御指摘の実態を踏まえまして十分検討しなければならぬ問題ではなからうか、かように考へるわけでございます。

だ、こういう突き離し方というものは少ない。少なくともこういうことについては努力をするなり、あるいは今後についても、あるいは来年にも、こういうものについても別の手当を考へるべきです。そういったことをしないから、東京都とか大阪、埼玉、こういったところについてはこれに見合うように県費で支給するところがあるのです。実際にあるのです、知つておりますか。この実態を各都道府県で、そういったところで、文部省としては差をはきりつける、教職員だけというふうにつける。しかし実際に目に見えている県教委とかこういったところ、県とか、こういったところから見れば、それじゃどうして学校の運営はできないということ、何とかやりくりして独自で県費をつけておる、こういったところがあるのです。こういうことは望ましいことではない。ある県とない県とがあつては困る。こういった点についての見解をもう一回お聞きしたい。あくまでももう切つて捨てる、法律案どおりだと、あとはどうにもしようがないのだ、法のたてまえとか何とかあれば別ですよ。これは、たてまえ論をとるならば、たてまえ論を言つてもいいと思ひますが、どうもいまの提案理由にあるいはいまの説明ではたてまえ論もあまりはつきりしないような気がする。こういった点、どうですか、これは次官から聞きたいと思ふ。

○鈴木力君 ちよつと関連して。

いま議論されました問題で、私は非常に重要な問題が一つあると思うのです。何か初中局長の答弁を聞きますと、この学校という職員の機能が、それぞれの分野でみなおるけれども別々だという考え方が一つありそうなきがしてならない。これはいまの定時制なり通信制なりあるいは小学校でも中学校でも同じ。どうもそういう考えがあるから、いまの学校の職員定数が非常にアンバランスだ。たとえば文部省が学校の職員定数を議論する場合には、費用の負担区分によって教職員をやりますね。ところが、用務員さんがない学校で先生がどんなに苦勞しておるかとか、あるいは給食従事員が定数が足りないで先生たちがどんなに苦勞しているか、そういう面についての配慮というものが非常に欠けておるわけですね。そこに学校という基本的な考え方が違ふのじやないかという気がするのです。だから、私はここで四の五のあまり関連ですから言ひもしませんけれども、ここで確認しておきたいことは、少なくとも初等中等教育程度とこの学校の職員の機能は、教師だけあつても教育というものはできないのだ、あるいはその他の職種だけあつても教育ができないのです。いまいる職種というものが全部そろつたときに初めて学校というところが教育的な機能を果たすのだ、この確認をきちつとしておかなければいけないと思うのです。それだから、教育が複雑だから、それにこたえるためにということとで先生たちに手当を出すのが、事務職員は別だという考え方はやっぱりそこにあると、基本的な考え方の把握が違ふ。一つの機械でいうならば、歯車とネジとの関係のように、どの部分品が欠けても学校というのは教育機能を果たさないんだ、そういう考え方で学校行政をやらないと教育行政にはならないということなんです。いまの小、中学校を見てみても高校を見てみてもそういう面での行政的な配慮というのは非常に片りんばで非常に大きな欠陥があると思うんです。そのために学校がぎくしゃくしているという点がある。いつか私が指摘した

しましたように、たとえば学校薬剤師という話をすることがあります。この委員会でも、平均日数六・三日しか出勤していないし、手当が二千何百円という平均、それをそのまま放置しておる。学校薬剤師というのは必要だから皆さ法律をきめたんです。きめたら薬剤師がどういう役割でどう回つておるかということまでやらないと、ほんとうの行政にはならない。皆さ法律をつくるときに、教師に対する手当というときはそこだけしか見ていない、また別の職種のときにはそこだけしか見ていない。だからこれは教育行政と言わないで文部行政ということ悪口を言つておる、そういうものなんです。教育は生きてゐるのだ、この考え方は文部省もきちつと確認をして、そして今後いまの学校でどういう職種がどう働いておつて、それにどういう待遇でどうしたるかというところは基本的な考え方です。いかがですか。

○政府委員(西岡武夫君) 文部省といたしまして基本的な考え方はもちろん先生から御指摘されました学校というものが全体として動いていゝことについては何ら認識の異なるところはないうわけでございますが、給与の体系、給与のあり方、そういった点を非常に事務的に申しますと、事務職員と学校の教職員との給与のあり方は違ふという点を特に申し上げたので、そのような誤解を招くようなことになつたのではないと思ひますが、十分今後、ただいま先生御指摘の線に沿つて文部省としても学校運営が全体としてほんとうに正しく円滑に運営されて初めて学校教育というものがその所期の目的を果たすのであるという観点を十分踏まえて今後検討をしていく所存でございます。

○鈴木力君 もう一つだけ。そこで給与の体系が違ふと言つても違つていないでしよう。皆さんは事務的に、役人的に第何表、第何表というところから違ふと、こういうだけの話なんです。いまの給与体系というのは本質的にみんな同じですよ。表が違つただけだ、数字がちよつと違つただけです。しかもこの法律はそれぞれの給与の七%を一〇%にするというだけの話でしよう。体系的な違いは何もない。もし違ひがあるとすれば文部省の認識が違ふというだけの話なんです。だから安永委員がさつき質問したような問題もあるし、その埋め合わせを地方でやつてゐるというふうな現実が出てくるんですから、それをつべこべ弁解をしないで、もう少し検討してみても謙虚に学校の真摯に教育をしておる者にこたえるものを出さなければ、これは働いてゐる皆さんは納得しないと思ひますよ。これだけ申し上げておきます。

○安永英雄君 いま局長のほうで定通手当の問題については昼夜というふうな関係は考えていないのだ、昼夜の別は考えていないのだ、こういうこととでありますから、私は次に夜間の勤務をされておる定時制は非常に多いわけでありまして、この先生方に対しての特別な手当というものをやはりここでもう一つプラス考えなければならぬのではないかとこのふに考えます。いわゆる定通という手当ではこれは昼夜の関係はないという観点で今度三%値上げをされるということでありまして、私はやはり今度は夜間勤務に勤務する先生方の勤務の実態というものは、今度三%値上げをされる定通手当を三%上げる以上にまた大きな意味を持つておるし、これはいままで放置されておると私は思ひます。この昼間に勤務されておる人に比べて、本人はもとよりその家族を含めて、肉体的にも精神的にも苦痛あるいは疲勞は非常に多いわけでありまして、帰宅も毎晩とにかくおそい、食事も一日四回ほどとられておられます。それから家族と一緒に食ふというようなことはほとんどない、そして深夜帰宅による交通費、これあたりは、ある人によつては車がないからほとんどハイヤー、こういうものに乗つて帰らなければならぬ、これは夜間特別な出費がかかるわけでありまして、あるいは家庭における光熱料、こういったもので夜勤務するということは昼間に比べていま私があげただけでもこれは勤務の状態というものが非常に違つておるわけでありまして、そこでやはり私はここで

定通手当以外に夜間に勤務しておる先生に特別に夜間勤務手当、こういう制度というものをやはりここで同時に提案すべきでなかつたかというふうに考えます。これはもう従前から長い間夜間に勤務する先生、他の労働者の場合でありましたらすべて夜間勤務という問題については何らかの措置が賃金の中にあつてゐてゐるわけですから、定通手当はこれは何もその差はないということでありまして、私は同時にやっぱり夜間に勤務する先生に何らかの形で、たとえば夜間勤務手当というふうな制度というものをやはりつくらなければならぬのではないかと。労働省をきよう呼ばなかつたのであれですけれども、これは他の企業、産業種別に考えてみても夜間に勤務する特別な手当、手当てになつてゐたり、何らかの形で措置されておる。されてゐないのは公務員の中ではっきりしてゐるのはこだけではないですか、定時制あたりの夜間に勤務しておる先生、他はそうないじやないですか、これはそういう関係で落ちてるかと思ひ、これを制度化する考えはないのかどうか。

○政府委員(西岡武夫君) お答えいたします。先生御承知のとおり国家公務員の場合の給与制度におきましては、夜勤手当は午後十時以降の勤務に対して支払われるという形になつておるわけでございます。そこで現在大学の夜間学部の教員、事務職員等につきましては、ただいま先生のお話のような措置は行なれていないわけでございます。国の場合、午後十時以前の夜間勤務に対する手当というものが出されてゐない実態からいたしまして、現在直ちに定通関係の先生、事務職員についてだけ夜勤手当を支給するということはちよつと困難ではなからうか、今後しかしその実態に合わせて検討を要する問題ではなからうかと思ひますが、いま直ちにこれを制度化するということは、他の国家公務員との関係もございまして、国の立場としては問題があるのではなからうか、かように考えるわけでございます。

何割ということを始めから別ワクを設けて、その範囲でやっていったらいいんじゃないか。あながち成績主義でやっていくと、これで定時制が落ちていく、こういう気がするのですけれども、その考え方は文部省として指導する考え方はありませんか。

○政府委員(村山松雄君) 育英会の貸与の基準の基本は、先ほど申し上げましたように、生徒並びにその家族の経済的困難度、家計の状況、それから本人の成績という二点でございますが、その成績の問題につきましては、御指摘のように、特別に困難にうちかかって勉学をしておる定時制課程について若干特別の配慮をしてしるべきではないかという点については、これは検討に値すべき問題を含んでおると思いますので、育英会とも連絡いたしまして検討させていただきますと思います。

○安永英雄君 次に、定時制教育の進学の保証という問題について質問をいたします。

これは六十三回国会で勤労青少年福祉法が成立をいたしまして、その十二条におきまして、事業主は、その雇用する勤労青少年が職業訓練法第八条第一項に規定する法定職業訓練又は学校教育法第四条に規定する高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程等で行なう教育を受ける場合は、当該勤労青少年が当該職業訓練又は教育を受けるために必要な時間を確保することができるよう配慮をすることができなければならない、こういう規定ができております。しかしこの規定は、残念ながら訓示規定みたいなものでありまして、罰則の定めもない。ところが、現在の各事業所等においては事業主が進学をしようというふうな傾向が確かにあることは間違いないわけですが、そこで、現在そういった進学を保障するというふうな実態についての全国的な状況把握というのがありましたら、お知らせを願いたいと思います。

○政府委員(宮地茂君) いまお尋ねの勤労青少年福祉法でございますが、昨年五月に公布、施行になっております。これを受けまして、いまの十二

条の問題については私も十分御相談申し上げましたが、直接には労働省のほうから昨年の六月に各企業等への周知徹底をはかるべく通達を出していただいております。それには結局、その法律の規定の実効を期するためには事業主に周知徹底をはかるということが一番大事である。さらに、教育訓練施設の整備、運営の改善、これをはかる必要がある。そういうことで関係機関、さらに団体等との連携を密にして、協力して、地域の実情に応じた効果的な施策を実施するようにしていただきたいという旨のお願いを出していただいております。それから労働省では、労働省の出先でございます各県の婦人少年室、さらに知事部局の労働部を通じて、各末端の事業所への周知徹底をはかっていただいております。さらに私どものほうといたしましては、教育委員会等にその旨を申し上げております。何ぶん昨年五月の法律施行でございますが、まだその趣旨の徹底の度合いというものが、一年もたちませんので、十分な把握ができておりません。さらに労働省の出先の婦人少年室では、各地の高等学校定時制に学ぶ青少年に対する事業所の配慮ということで実態調査を実施していただいております。そういうことで、まだ十分なもので、一応私もいたしましては、いま安永先生の御趣旨は異論ございません。ただ、昨年五月から急速なようなことをいたしておりますので、それを早急に結果も見ましてさらに何か具体的に必要なきこと、企業に対しての規制、いろいろ必要なことがあれば続けてやりたい。ともかくいまはそういうことで趣旨の普及をはかり、さらに実情の調査をいたしておりますので、御趣旨に沿って十二条の趣旨の実現に努力していきたいという覚悟のほどを申し上げる以上に、具体的にこうということとはちよつとしばらく検討させていただきたいと思っております。

○安永英雄君 現行法の中で訓示的な規定であるけれども、その中で一ぱい一ぱいやってみようという、私はそれは確かに必要だと思っております。当然

やっていかなければならないと思っております。

次官にお聞きするのですけれども、私はやはりその範囲内で努力をしてみても限度があるような気がするのです。やってみなければわかりませんが、私も、訓示規定だけでは漏れていく、私はざる法みたいな気がするのですけれども、私はここで進学を義務づける規制措置というものが一ぺん必要ではないか。それと同時に私は、そのざるになつていっているというものは事業主の経済的なやほり損失あたりもあるところに障害があるのじゃないか、これについての税制上の減免措置というものはつけなければ実効が上がらないかと思ひますけれども、規制措置をすかきかきに今度はやほり事業主に対する減免措置、こういったものとあわせて政府のほうで考え方をまとめて実施するということはお考えはないかどうか。これは長い間事業主に対する減免措置とかいうものは話に出たわけですが、特に文教委員会であつて、むしろ大蔵あたりでずいぶん減税問題とかいうことで出てきた問題ですが、しかし直接この問題を担当するのは私は文部省だと思ひます。文部省のほうからこれは税制の問題も持ち出さなければ実現しないのです。ただ減税のときだけちつとこういう進学の問題についての規制と同時に減免が出てくるわけですから、この点文部省から堂々とひとつ政府当局の方針として出すようなことをやらないと私はなかなか実現できないような気がするのです。どうでしょう。

○政府委員(西岡武夫) お答えいたします。

この問題につきましては、ただいま先生から御指摘がありましたとおりでございます。具体的な問題として事業主に私どもが希望するようなこととで実際に実行してもらえなくと申しますと、なかなか簡単ではないと考へておりますので、当然ただいまの税制の問題も含めて、規制と同時にそのかわり別の援助も与えるという形の総合的な対策というものを文部省として早急に打ち立てるべきであらうと考へますので、この問題は具体的にどのような案になりますか、早急に検討を進めて

いきたいと考へております。

○安永英雄君 時間もありませんから、定通の問題についてお尋ねをいたします。

定時制高校の分校の校数というのは、現在どのくらいになつておりますか。統廃合の問題。

○政府委員(宮地茂君) 定時制の分校でございますが、公立が四百二十校、私立が二校、合計四百二十二校が定時制の分校でございます。

○安永英雄君 これは提案理由の説明のときにもお聞きしたんですけれども、ほんとににかく定時制が減つていっておるという中で、特に過疎地域における分校の統廃合、これは非常に各地で問題になつていられるわけですが、これはどんないなかに行つても、やはり高等学校の学校教育を受けたという子供はどこにでもおるわけですね。これは一つの設置基準があるからということでありまして、できるだけ残して、そしてその地域の高等学校の教育が受けられるような配慮というものが十分考へられていかなければならぬと思うんですが、統廃合についての文部省の見解、方針、こういったものはどういふところに置いてあるんですか。

○政府委員(宮地茂君) 従来分校と申しますのが百人くらいを――別に法律に書いておるわけでも何でもございせんが、一つの標準的な規模であるというふうな考へておりました。御指摘のように、最近では非常に生徒数が過疎地域では減少してまいりました。これは過疎地域に限りません。東京都などでも非常に定時制の分校というよりも本校自身が希望者が少なくなつてきております。したがいまして、最近非常に分校さらに本校を合わせまして統廃合が行なわれておりますが、私も従来のように百人程度が標準だからという考へ方は持つておりません。統廃合をいたします場合も、最近交通の便利がだんだんとよくなりつつございまして、交通上統廃合をしても現実に子供が行つても地域が遠くならない場所に統廃合

できるか、あるいは本校と一緒にされるか、そういうことを十分勘案して、ただ人数が減ったからということと直ちに統廃合といったようなことは行なわれないようにという指導もいたしております。

ただ個々の具体的問題につきましては、実は衆議院文教のほうでもそういったお尋ねがございましたので、各地の実情を調べて御質問がございましたら、直接あげられた箇所等調べてみました。それ、理由があるようございまして、交通が好転したので本校へ通学させることが可能であるとか、あるいは定時制分校を全日制の分校へ転換させるとか、いろいろな事情がございまして、ただ非常に地域によりまして希望者が一年の入学者が十名に満たない、ごく数名というところがございます。

これは、いま申しましたように、交通の事情とかいろいろで、その近所へ通わせるといっても相当遠くなるので、通信制でその数名の子供に通信を併修するようといったような指導をやったところがあるようございまして、機械的に統廃合していくという傾向は、少なくとも今日の各県にはないようございまして、私もそのようにすべきである、あくまでも子供の教育を受ける、機会均等という立場から、ただ生徒数が減ったから統廃合ということはやらないように、嚴重に県にも指導しておりますし、県も大体そういうことでやっております。

○安永英雄君 確認いたしますが、実際、統廃合の問題は、町村の問題とか、あるいは県の問題とか、実際そのところに行きますけれども、ぜひひとついまの方針を貫いていただいて、やはり機会均等で、いかに一人でも二人でもおれば、そうしてそれが勉強したいという意欲があればそれをやっぱり教つていく、切り捨てごめんではないので、その方針私も全く賛成なんです、ぜひひとつそういう指導を、果あたりから相談にくると思います、私も聞いていたのは逆でありまして、残したいけれども、文部省のほうで切つて捨てるという態度だから私もなかなかいいが悪いという話を地域で聞くわけでありまして、全く逆な話

なんです。その点は、いまの方針を承りましたので、各県の指導、あるいは各県が相談にきたときには、そういった方向で話のつてやつていただきたいと思ひます。

そこで、いまの小規模の、たとえば分校あたりの問題であります、ここでは非常に生徒数が少ないということですが、現在の定時制の高校、特に分校を中心としたところでけつこうですけれども、どういう教員配当をとっておるのか、定通法の基準はどうなつておるのか、特に、全部じゃありません、分校あたりに考えられるところの生徒数、こちらあたりでどう先生を配当しておるのか、お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(宮地茂君) 基準のこまかい説明は省略いたしまして、その基準に基づいて具体的にどうなつておるかという実態で申し上げますと、百人以下の分校に例をとりますと、九十九人から九十二人までの分校ですと、これは教員の定数は六人ですが、それに二名を加算いたしておりますので、九十九人から九十二人までの生徒がおる学校は、八名の教師が定数上数えられております。それから九十二名から七十五名までの生徒数の学校は七名の教師、七十四名から五十六名までの分校では教師数は六名、五十五名から三十八名ですと、教員数は五名ということで、生徒が五人とか十人とかといったようなところではこれは十八人以下ということになります、定数上は一名というところで、それに二名の加算をいたしますことであれば三名の教師が定数上計算されるということでございます。

○安永英雄君 私はその掛ける定数の内容、これが非常に問題だと思ひますが、実際いま五名とか、七名とか、八名とかいつておる小規模学校で、教員が一人で教科を相当持つてゐるという実態があるわけですね。その実態、調査されたことがありますか。

たとえば先ほど申しましたような五十人前後ですと、学校の教師は五名ということになります。そこで九教科でございますから平均しますれば二教科を一人の先生が持つという計算になるわけでございますが、そういったようなことで一人の先生が何教科を持つておるかという調査はいたしてないんです、四十三年十月にいたしました調査ではむしろ何教科というよりも、たとえば国語の免許状を持つておる先生が国語の担任でない、社会科の免許状の先生が国語を持つておるというふうなことで、免許外教科担任という調査をいたしておりますが、それでは五十人以下で、国語で例をとりますと八三%の人はその国語の免許状を持つた先生がやつておる。ですから逆に言えば一七%の先生方が国語でない免許状の先生が国語を教つておるといったようなことございまして、各教科とも大体五十人以下のところでは免許外教科の先生がほぼ同じように八〇%台でございます。御質問に十分お答えできませんが、大体そういう傾向でございます。

○安永英雄君 免許状以外の教科を教えている先生の統計をとつておられるわけですから、これは私はよく検討してもらいたいと思ひます。と申しますのは、いまの概数、机の上で考えていきますと結局八教科ということと五人おれば云々ということも出てきます。平均すれば二教科から持つておるんじゃないかというふうなことは出てきますけれども、これは一応机上の計算でありまして、実際の人事をやる場合に、採用する場合にそういう配慮が、もちろん教科の配置はしましうが、なかなかその先生がいない。こういった点とか全日制との人事異動とかいろいろ関係で、必ずしもそうは言つても、ひどい人は五教科から七教科持つておる人もおるわけですね。これは私のほうで調査してありますが、たとえば一人で日本史、世界史、倫理、政経、これを教えるながら試験のときには七種目の試験問題をつくらなければならぬ。英語の免許状を持つておるが国語を教えている。数学と工業の免許を持つておる教員が計算実習を教えて

いる。これは例をあげればたくさんありますが、これが全部とは私は申しませんけれども、とにかく机上で八教科というのを置いておいて数で割ればそういった教科を持たないだらうというこの考え方は、また逆に間違ひであります。しかし、いずれにせよ免許外をとにかく持つてやつてゐるんですから、ちよど中学校の小規模学校と同じなんです。この場合実態調査されましたか。免許状以外の教科を教える場合の免許法との関係で正式な各手続とつていますか。

○政府委員(宮地茂君) 都道府県教育委員会の承認を得ればできるようになっておりますが、お尋ねの点は、はたして正式に教育委員会の承認をとつておるかどう、その手続についてやつていないものやつたものと、その調査をやつたかというお尋ねであらうかと思ひますが、たまたまが免許外教科を担当する場合は承認をとるのをたてまえとしておりますので、そういう調査はいたしております。いたしましても全部承認をとつておるといふデータになつてくるんじゃないかと思ひますが、調査はいたしております。

○安永英雄君 私はその点を何も言つてゐるわけじゃないけれども、中学校でも小規模学校、定時制の分校、そこらあたりではそうあなたが言うように、とつておりますと言わざるを得ぬくらいに学校の中で持ちつ持たれつやつておるということなんです。また、免許法どおりにいけば果の承認云々といひますけれども、免許法からいけば正式の手続は臨免なり、あるいは仮免なり何らかの手続をしなきゃならぬ。承認だけではない。そこで、私は厳格に言つてゐるわけではない、厳格に言えないほどとにかく持ちつ持たれつ持つてゐるという事です。これではやつぱりほんとうの教育はできない、といつて小さな学校にとにかく教科だけそろえるということになつてくると、それはまたちよつと勤務時間等の関係からいつても許されなことも、これはあり得る。そのかね合いは非常にむずかしいわけですが、現在も、先ほど言われた率をかける、加算をするというこの係

○政府委員(宮地茂君) 都道府県教育委員会の承認を得ればできるようになっておりますが、お尋ねの点は、はたして正式に教育委員会の承認をとつておるかどう、その手続についてやつていないものやつたものと、その調査をやつたかというお尋ねであらうかと思ひますが、たまたまが免許外教科を担当する場合は承認をとるのをたてまえとしておりますので、そういう調査はいたしております。いたしましても全部承認をとつておるといふデータになつてくるんじゃないかと思ひますが、調査はいたしております。

○安永英雄君 私はその点を何も言つてゐるわけじゃないけれども、中学校でも小規模学校、定時制の分校、そこらあたりではそうあなたが言うように、とつておりますと言わざるを得ぬくらいに学校の中で持ちつ持たれつやつておるということなんです。また、免許法どおりにいけば果の承認云々といひますけれども、免許法からいけば正式の手続は臨免なり、あるいは仮免なり何らかの手続をしなきゃならぬ。承認だけではない。そこで、私は厳格に言つてゐるわけではない、厳格に言えないほどとにかく持ちつ持たれつ持つてゐるという事です。これではやつぱりほんとうの教育はできない、といつて小さな学校にとにかく教科だけそろえるということになつてくると、それはまたちよつと勤務時間等の関係からいつても許されなことも、これはあり得る。そのかね合いは非常にむずかしいわけですが、現在も、先ほど言われた率をかける、加算をするというこの係

数を、いずれにせよ考えていかなければならぬ時期ではないかと思うのです。来年からたしか定数のあれは切りかえになるのですが、その点あたりはどうですかね、小・中学校のような考え方を加味して、学級数というものを一応考えてこの基礎数を出すような仕組みにしてやったらどうなんですか。とにかく増さなければ、いままでのところ、専門教科以外には自信がないわけですよ、実際のところ。その自信がないというのをあえて押しつけられた形でやっているから情熱も出てこない。とにかくこれはいけないことだ、法的からいいますとも違法とは言わないけれどもすれすれのところですよ。これはあえてさせてはならないと私は思うので、直ちにいま切りかえろという言い方もありますけれども、来年のこの定数法の改正のときにはぜひともこれは考えておかなければならない点ではないか、もう時期的に合わないですよ。数はどんどん減っていく、ほとんどのところが全部少数の学校で、生徒は欠けになっていますから、だからもうとにかく五人や七人、八人くらいのところまで全教科こなすというところはともできないことなんです。そこに学級数というふうな考え方を、係数を、とにかく有利になるような係数をかけていく、こういった配慮は当然しなければならぬと思うのですがね、この点についての、現状を踏まえての文部省の来年の定数法の改正をめぐって腹案があったらお聞かせ願いたい。

○政府委員(宮地茂君) 四十二年から五年計画で第二次の教員定数の充実に計画を進めていたしまして、四十六年度であります、一応第二次の五年目までございまして。したがって、四十七年度から来年度の予算要求につきましては、国会が終わればさっそうそという作業に取りかかりたいと思っておりますが、御指摘のように、最近、過疎地域に限りませんが、とりわけ過疎地域ではまあ高等学校の複式というところはちよっと考えられませんが、定数が大体一学級定数、定時制ですと四十人というところで計算しております。しかし、これは四十人というところで、小、中のように四十人一つ

クラスで、クラス担任一人という計算はしてない。四十人来るということで、二十人に対して一人の先生とかいったような数字を出すための四十人でございまして、小、中のような一クラス四十五か四十人で非常に変わってくるというものはございまして。しかし、いまおっしゃいます学級を加味するということになりましたかどうかですか、とにかく最低の、教員数の最低保障と申しますか、そういう考え方をやっぱりとる必要があるのじゃないか、それで一学級四十人というものですから、生徒が四十人来るという前提ですが、しかし十人くらいでも一学級にせざるを得ない。その場合は定員までいっていかないけれども、四十人あるものとして十人しか一年生いなくても積算するとか、まあいろいろいま考え中でございますが、何ぶんこれは大蔵省等とも十分相談しなければなりませんので、先生のおっしゃいます点、ここで反発したり、先生のおっしゃるのは基本的に間違いでございましてという考えは毛頭私のほうはございしません。しかし具体的に、だからどうしますというところは、やはり十分検討させていただきまして、御趣旨の点をも十分勘案しまして、ともかく最低保障するとか、定員に満たなくても定員だけはあつてという前提で計算していくとか、いろいろな方法で対処していかなければいけないのではないかとこの心づもりは持っておりますので、その程度で御了承いただければ幸いです。今後一生懸命努力したいと思っております。

○安永英雄君 それでは要するに来年の定数法の改正のときは、少なくとも現行の配当数よりも、弱小の分校あたりの定数というものは上向きになることは間違いない、いわゆる率、係数その他が現行法よりも変化することは間違いない、上向きの姿勢で変化するということは間違いないという約束はできたと思いますが、その方法についてはいろいろあります、私は必ずしも学級方法を押しかけるつもりはありませんけれども、一つの考え方として私は述べたわけですね。あなたもそれについての腹案がある程度ちらっと出されました

のでこれ以上は言いませんけれども、やはり高等学校の特色として四十人おつたって四年あるわけだから、一つの学年には十人、こういうふうにかえていきましても、十人おつても四十人おつても同じことだから、それに率を掛けていくというふうな方法も私は当然とらなければ、ほかに理屈は立たないのではないかと思います。最低基準といつても、そこあたりが基準の基礎にならなければならぬと思っておりますので、ぜひそういった来年の定数法の提案のときにはみごとな提案をひとつしていただきますように期待をいたします。

それと同時に、通信教育の問題についての定数問題でございますが、これについての定数はじき方について現行の場合を説明願いたいと思っております。

○政府委員(宮地茂君) 通信の場合の教員定数の算定でございますが、現在の定数法では通信制の生徒数、規模の段階ごとに、これから御説明いたしますような形で算定いたしておりますが、これは四十二年の法律改正前、いわゆる第一次五年計画のときに比べまして二〇〇程度の改善が行なわれておりますが、やり方としては、多少こまかくなつて恐縮ですが、まず生徒数六百人以下の学校ではそれを六十で割る、その前は七十五で割っておつたというふうなことで、さらに六百人以上千二百人までは九十で割って教員数を出す、改正前は百で割っておりました。こういう割り方は、これは実は通信の場合基礎になりますのは、子供が毎日学校に行きませんので、まず面接と添削指導というところでよりこまかい計算をするわけでございます。で、面接の場合はたとえ通信生が年間取得平均科目数は二科目と見ております。実際は平均しますと一・六ぐらいになります。二科目は科目を四単位としますと、二科目で八単位でございます。そのためには一単位を五時間の面接としますと四十時間ですから、一人の生徒の年間面接時間を四十時間と見る、さらに添削指導では、生徒一人が年間二十四回解答を出して添削指導をしてもらう、その一回の添削指導に二十五分かかるというたような非常にこまかい計算がございまして、生徒一人の年間添削指導に教師が十時間必要であるといったような、非常にわかりにくいございまして、こまかい計算で、さっきの六十で割るとかいったような数字はそういう基礎を積み上げにやっておるわけでありまして。ところでわかりよく申し上げますと、今度通信で私どもが多少どうかと思っておりますのは、添削指導、実は一人の生徒が年間二十四回手紙で解答を送つてきて添削指導を受けるというこの数字が、実際はもう少し最近ではふえております。そこでこれもこれから大蔵省とも相談したいのですが、年間二十四回では少ないので、これはこの場だけのといった程度であり根拠ございせんが、三十回くらいは、実際に合うためには添削をしておるといふような計算で先生の添削に要する時間を積算すべきであらう、したがってさっき六百人以下は六十で割るとか言いました、その六十で割るか、今後は五十で割るか、その辺の数字はいま申しましたような面接時間数とか添削指導の時間数とか、こういうたような数字を改正していきたい、こういう考え方でございまして。

○安永英雄君 時間もありませんから急ぎますが、この通信教育の定数についてはもう局長の、六十で割ったり九十で割ったりするのは現状からいって合わないというふうには私は受けとつたわけですね。実際私の方で調査をしても、これで割っていったら大体現状からいって大体定通の生徒が十年くらいいかかって卒業するという算定の基礎になる、逆算すると、やってごらんなんです。定通の生徒は大体十年がかりで卒業するというところに逆算すればなります。せめてこれは通信では五年なり六年、ここあたりでびしやりと卒業できるよいうに係数を逆算してやっていかなければ、いまの実態に合わないのですよ。これは逆算していったら十年がかりです、いまの実情からいってたらかかる。だからこの係数が変化していかなければならぬ、これは間違いないので、これもいまのお話で、

来年の定数法の改正のときには、これは先ほどの定時制の分校あたりの問題と同じくこれは変化もするし、上向きの姿勢でこの問題については提案をなされるものと期待してよろしいですか。

○政府委員(宮地茂君) 結論はともかく、先ほど申しましたように、前向きに十分改正したいのですが、先生のいまの計算で、十年からないと生徒に添削指導がたまって回答しないので、生徒は順番待ってると十年かかるだろうという意味とありますが、そういう積算では決してないと思いますので、実態は二十四回ではないのです。実情を平均してみますと、この一年の間にふえまして、平均して三十通くらいになっているわけです。

もちろん卒業をする通信制の子供は四年後に卒業するのは一割、まあそこに問題があるのですけれども、一応まじめな計算をしておりますので、先ほど来私が申しておるような積算で十年もかかるわけではございませんことだけを御了承いただきたい。ただ実情はいまの積算よりもっと改善しなければ実情に合わないということは、私も痛感いたしておりますから、実情に合うように改正していきたい、そういうことでございます。

それからなお、これは先ほど来先生が、定通手当で実習助手は手当がないような意味で事務職員と同じだというふうにおっしゃっておられたように聞きますが、実習助手には一般教諭と同じように手当がいきますから、その点は誤解のないようにしていただきたいと思ひます。

○安永英雄君 きょうのところはこれで終わります。

○委員長(高橋文五郎君) 午前中の質疑はこの程度にとどめ、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後二時五十分開会

(理事二木謙吾委員長席に着く)
○理事(二木謙吾君) ただいまから文教委員会を

再開いたします。

休憩前に引き続き、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案(閣法第二十七号)(衆議院送付)を議題といたします。

本法律案に対し質疑のある方は、順次御発言を願ひます。

○内田善利君 この定通法につきましては、いろいろいままで論議されてきておりますが、私も特に定時制教育の現況について質問したいと思ひます。

その要点は、いままでいろいろ論議されておりますが、まず第一は、定時制振興のためにもう少し全日制並みにでも施設設備の補助その他をいたしたい、そうすべきであるということを中心。その次に、生徒のための教育の門戸をもっと開いていただきたいということ、開くべきである。もう一つは、昭和三十六年でしたか、連携教育が学校教育法の一部改正によって認められたわけですが、この連携教育がだんだんだんだん趣旨に反してゆがめられて、現在は企業のための連携教育になっているように思ひますが、こういうことを中心にして、これじゃ困るということを中心にして質問していきたいと思ひます。

まず最初に、先ほどからいろいろお話をやっておりますように、定時制の教職員——先生方だけじゃなくて、教職員の皆さんが職務の複雑性、困難性から非常に苦勞されて、定時制の生徒を卒業させておられるということから、定時制の生徒が社会でそのまま高校卒として受け入れられていない、そういう状況にあるわけです。特に先ほどもありましたように、就職の求人案内等でも、もうすでに全日制に限るというような求人案内等が出て、門戸をシャットアウトしている、そういう状況にあります。こういうことについて、その理由は何なのか、またこれに対して文部省当局はどのように考えておられるのか、まずその点からお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(宮地茂君) 御質問が非常にたくさんございましたので、施設設備の問題、技能連携の

問題、さらに就職の問題等いろいろございましたが、定時制高等学校の施設設備につきましては、施設関係では一般の全日制と同じでございますが、特に定時制課程の建物につきましては、勤勞青少年教育振興対策の一環として新増築まで補助対象としておられるわけでございまして、この点は一般の全日制以上の措置がなされていると考えていいと思ひます。さらに、技能連携の問題でございますが、技能連携制度では連携をしております高等学校は定時制が四十八校、通信制が二十五校、定通併修が二校、計七十五の学校が技能連携をいたしております。連携施設は三百二十八でございます。

この点につきましては、いま先生のおっしゃいましたように、技能連携が企業に奉仕しておるんではないかという御質問が衆議院でもございましたが、私も後期中等教育の中心でございますが、高等学校につきましては、全日制の高等学校に行きにくい勤勞青年としては全日制の高等学校には行きにくい昼間職業を持っておる人々、あるいは農業なんかに従事して定期的な忙しい農業の仕事に従事するそういったような人々が夜なり、あるいは昼間の間定時的な日になら教育ができるという子供のために定時制ができておるわけです。定時制にもいろんな事情で行けないという子供のためには通信制で、あるいは通信と定時制を併修するといったようなことから子供たちに後期中等教育の機会を与える手段方法といたしまして、その一環として技能連携施設という制度も三十六年に学校教育法の改正が行なわれてきたわけでございます。もちろんこの技能連携施設と高等学校との関係では、大体企業に勤めて、企業が定時制なり通信制の学校に集団的に入学させるといったようなものもございまして、あくまでも子供たちの教育の機会をできる限り広げていきたいという観点からいたしておるわけでございまして、企業に都合のよいようにということが主眼ではございません。したがって、御指摘のようなそういう趣旨でできておっても、結果的には、あるいは現状が企業に振り回されておるのではないかと

というようにございまして、従来からも気をつけておるわけでございまして、十分戒心をしていかなければいけないと思っております。個々の具体的なそれぞれの子供たちにとりましてはいろんな事情があるかと思ひますけれども、総じてそういう趣旨で行なっておる次第でございます。

さらに卒業後の就職等の条件でございますが、これは実はこの定時制の子供たちも、数年前までは就職率が多少低く、具体的な例を申しますと、昭和二十七年には就職率が全日制は四五%、定時制は八七%ございました。ところが、四十四年の調査では、定時制は九二%余りの者が就職しているというところでこの定時制に行きながら就職をしているところを卒業後も就職をしている子供もおりますし、卒業して職場を変えて就職した者もおります。しかしながら、それにしても午前中安永先生の御質問にもございましたが、私どもの気持ちは定時制にして、全日制にせよ、後期中等教育としての高等学校の制度でございます。何ら変わったものではございません。ところが、どうもわが国では古い昔から非常に学歴を尊重する、さらに学歴の中でもとくに夜間の学校は十分な勉強をしていないといったようなことから敬遠され、理由のないそういう悪い慣習がございます。したがって、午前中申し上げましたように、数年前までは公平にやっていた企業が三〇%あった。最近では六〇%ぐらいになっておりますものの、まだまだ何らそういう差別を受けるべきでない子供たちが、定時制の子供は就職の場合に差別を受けている。まことに悲しいことで、遺憾なことでございます。今後ともその点につきましては、企業等にも十分御理解を得るよう、進めていきたいと思っております。ただ、これは言いわけではございませんが、企業といたしましては、午前中申しましたが、一定の年齢というものにこだわったり、さらに全然就職をしていないフレックスマンを採用したいという企業が相当ございま

して、この点等につきましても、ただ企業への趣旨の徹底ということだけでなく、午前中安永先生の御指摘もございましたが、たとえば企業主に對しての、在学中も十分企業に對して税制上の問題を考えるといったようなことのほかに、ただ企業に押しつけるということじゃなくて、もっとほかに何か就職の機会を均等にするために定時制の卒業生の子供たちにやれることがあればしてやりたいということで、種々検討も重ねておりますが、先生方のお教もいただきまして、御指摘のような点はぜひ改めていきたい、こういうふうと考えております。いろいろ質問がたくさんあつたようでございますので、いま三点ばかりお答えしましたが、漏れておりますれば、また補充させていただきます。

○内田善利君 それぞれ具体的に質問していきたいと思ひます。

それで、制度の拡充に對する門戸を開くという意味におきまして、あるいは就職についても、広く門戸を開くという意味で、私は同じ高校卒業生である以上は、定時制ができたときにも、卒業証書をたしか高等学校卒業生ということで、就職等も全日制、定時制の區別をしないということであったと思うのですけれども、結局同じ高校卒業であるというから、全日制であり、あるいは定時制であるということから、企業も求人案内に全日制に限るというふうな、そういう差別をしないように、もっと広く同じ高校卒であり、また、こういう若い時代にそういう差別を私はすべきではないと、かように思ふわけです。むしろ、働きながら、はじめに勉強している生徒のほうがすぐれた人格者であり、社会の求める人格者として、これは平等に就職も求人もしていくべきではないかと、かように思ふのですが、そういうことについて、文部省当局として、そういう求人側に對して、そういうような指導をすべきではないかと思ひますが、この点はいかがですか。

○政府委員(宮地茂君) 文部省といたしましては、午前中もお答えいたしました、日経連等——日

経連だけを問題にするわけではございませんが、大体全国的に大きな企業の集まりとしては、やはり組織を對象にして、そこで趣旨の普及をはかるのが一つの有力な方法であらうと思ひまして、日経連とか経団連、商工会議所、まあこういったようなところに、これは大学の夜間学部を含めまして、いろいろお願いいたしておるところでございますが、さらに具体的な経営者、全国の主要な事業主等に對しましては、毎年初中局長名で、就職の機会供与に當たつては公平に、差別をしないように扱つていただきたいということをお願いもいたしておりますし、さらに府県では教育委員会が私どもの意を受けて、それぞれの地域のそういった企業とも懇談を重ねてもらつておることと、毎年いたしておりますが、逐次徐々にはいや方向に向かつておりますが、十分でございますので、いま申しましたようなことをもっと徹底するようにつとめていきたい、こういうふうと考えております。

○内田善利君 定時制はほとんど現況は全日制と併設されておるに思ふんですが、独立校は何かあります。

○政府委員(宮地茂君) 定時制の学校は、公立では千六百七十五校ございますが、そのうち独立校が五百八十五、併置校が千九十でございます。私立は、百六十七校のうち独立校が二十六校でございます。

○内田善利君 先ほど全日制の施設と同じぐらいに定時制のほうも施設の補助を出しておることですが、併設校の場合、全日制と同じような設備がなされておるわけですか。

○政府委員(宮地茂君) 建物につきましては、一般の全日制高等学校と同じなのは危険改築の補助でございますが、全日制にはございません新増築費は定時制課程の建物につきましては見ております。したがいまして建物関係では全日よりもより一そう施設費の補助をしておること、言えようかと思ひますが、設備のほうは一般教科設備と理科教育設備について補助を行なつております。

す。ところが一般教科設備のほうは全日制高校には補助をいたしておりません。定時制高校についてだけ一般教科設備の補助をいたしております。そういうことで、もちろん十分ではございませんが、全日と定時制と比べますれば、施設、設備の国の補助という面につきましては、全日よりも定時制のほうにより一そう補助をしておること、と言えようかと思ひます。

○内田善利君 まあ、実情は併設校の場合には圖書の貸し出しにしましても、あるいは運動用具の使用にしましても、なかなか窮屈な思いをしていくわけですね。まあ果實の関係になるかと思ひますけれども、夜、学校にやつて来て、バスケットしたいとか、あるいはバレーをしたいとかいう場合に、定時制専用のボールというのがほとんどないわけですね。まあ、あつても少しですね。足らない。そういうように、全日制のほうのを借りたいわけですね。もうかがひがつかつてなかなか借りられないという実情。まあ圖書にしてもそんなですね。そういうことを考えました場合に、私はできましたら定時制教育の振興という面から独立校がいんじやないか。また独立校ができない場合は、やはり独立した予算でもつと定時制関係の先生はもろもろ生徒が喜んで安心して使えるような、そういう施設をもつと設備していくべきじやないか。そういうふうな思ふわけですが、この点はどうにお考えですか。

○政府委員(宮地茂君) もちろん定時制課程と全日制課程が併設されておる学校が現在非常に多くございます。しかしながら先生の御指摘のような面もございまして、独立校で十分全日、定時制がたとえば施設、設備を共用するということが、これは私どもはいい面もあると思ふのですけれども、御指摘のように併用だとにかく全日のほうが優先するといったようなこともございますので、もし許せば独立校が実際問題としてはより一そう子供たちのためにはぐあいがよいであらうということ、昭和四十二年度から文部省といたしましては独立の定時制と通信制の併置校をモデル校とし

して、一般の高校とは違ひまして特段の補助金を出して、毎年この独立校の設置の推進をいたしております。こういう考えから申しますれば、独立校ができればよいと思ひますが、しかし何と申しましたも日本国土のあらゆる地域に子供たちの教育の機会均等という面から分校までつくっていくというふうなときに、独立校だけということよりも、やはり併置校でできる限り併用しつつということのほうが、国の財政上の問題等からも、まあよりすみやかにできるということ、併置校等が多いわけですが、趣旨といたしましては一定の生徒数がございますところはできるだけ独立校にしたほうがよい。その御意見には反對ではございません。

○内田善利君 まあ併置校の場合、先ほど言つたようなことがあるわけですが、もう少し、安心して定時制の生徒が道具を使い、あるいは圖書をひもとけるような、そういうふうな雰囲気にしていていただきたい。そういうことで何とかして国でこういった設備のほうを、設備費をもつと補助率をふやしていくということは考えられておりますか。

○政府委員(宮地茂君) 設備の補助率をもつとよくすべきではないかという御質問のように承りましたが、現在教科設備は三分の一、理科設備は二分の一補助でございます。教科設備につきまして三分の一を二分の一にせよというあるいは御質問かとも思ひますが、私どもも、趣旨として、それが二分の一であつてはいけないというふうには毛頭考えませんが、三分の一でもつと充実した教科設備の内容、基準といったようなものを直していくとか、要するに、予算の増額につとめていくというほうが先決ではないか。補助率を、三分の一を二分の一にいたしまして、国の補助額が伸びませんと、結局、補助金が均てんしないで、ごくわずかなところにしかいきませんので、できる限り希望者には全部いけるような形で、まず補助額を伸ばしていく。しかる後に、補助率の問題も考えていくべきではないか。して位づけをつければ、いま直ちに三分の一の補助率を二分の一にするというよりも、三分の一でもつと補助額

をふやしていきたい、こういう考え方で進んでお
ります。

○内田善利君 補助額も、ひとつふやしていく方
向にお願いしたいと思ひます。

それからもう一つは、先生方の身分の問題です
けれども、特に、人事交流——定時制から全日制
に異動希望がある場合に、なかなかこれができな
いような状況にあります。十年来、全日制のほう
に直りたいと言っている先生がおりますけれども、
なかなか行けないという状況ですね。定時制にな
りまして以来、子供と夜団らんのときもない、そ
ういったこと等、あるいは全日制になかなか行く
手だてがないというようなことで、非常に困って
おる先生が多いわけですが、人事交流をもっと全
日制、定時制すべきではないかと思ひますが、
この点はどのように考えられておりますか。

○政府委員(宮地茂君) 四十五年度の調査で申し
上げますと、全日制から定時制へ移れた先生は
千六人でございます。ところが、逆に定時制から
全日制のほうへ移れた先生は千二百八十六名で
ございます。そのほか、全日制から通信制へは七
十八人、定時制から通信制は十六人、通信制から
全日制へは六十五人とか、いろいろございまして、
全日制から定時制へ移って行った先生よりも、
定時制から全日制へ移って行った先生のほうが四
十五年度全国調査では多うございまして。そういう
ことで、定時制に行ったらとても全日制に行けな
いんだというところは、少なくとも、この数字から
だけはずべては推せませんが、そういうことになつて
おります。

それに、私ども、無理かもしれませんが、教師
が定時制からともかく何か機会があれば全日制へ
移りたいという、これは人情としてはやむを得な
いのかもしれませんけれども、注文は酷かもしれ
ませんが、定時制の教師が機会さえあれば全日制
へ移ってやるという心がけは、少し、こう言いに
くいんですけれども、生徒は全日制へすきあらば
移ろうという気持ちはないんで、定時制の子供は
定時制でということですから、やはり、私がこん

なことを申し上げるのは非常に失礼ですが、
まあそういうお気持ちも持っていたきたい。し
かし、それをしるわけじゃございませんから、
先ほどの数字のように、定時制から全日に変わっ
て行っておる先生のほうが数字が多いということ
で、今後も努力いたしますが、先生方にも、もう少し生
徒の身になって、もっとやっていただければ非常
に幸いだと思います。

○内田善利君 私交流を自由にすべきであると、
こういったこと言ったわけで、それは全日制、
定時制、学校数から比較してみても、もう絶対数
が違ふわけですから、一がい定時制から全日制
に行つた数が多いからということで結論づけはで
きないと思うのです。それは生徒数にしてもいま
非常に減つてゐる。東京都内でも募集定員が八十
名のところが入学志願者が六名、四十名の募集定
員のところが一名、あるいは五名とか、こうい
つた実情にあるわけですから、定時制の先生が全日
制のほうの教師として行かれるのは当然なことだ
と私は思ふわけです。しかしながらこの交流がな
かなかなされてないということなんです。さ
ら、ひとつこういふ面についても人事交流がスム
ーズにいけるようなそういう職場にしたい、
こういうふうな言っておるわけでございます。そ
ういった点ひとつよろしく配慮し対策を練つてい
ただきたいと、このように思ひます。

それからもう一つ、卒業生のことですけれども、
定時制の卒業生の中で国家公務員あるいは地方公
務員として行つてゐる卒業生がどのような状況で
あるか、全日制に対しての比率、あるいは卒業生
全体からどれくらい公務員として行つておるか、
データがあればお示しになっていただきたい。

○政府委員(宮地茂君) 恐縮でございますが、資
料を持ち合わせませんので、さうそく調査いた
してみまして、そういう資料が人事院のほうなり
にございしますればお届けしたいと思ひます。
○内田善利君 それでは後ほどそのデータをお
示ししたいと思います。

次に、この間安永委員から質問がありましたと

きに、公立の定時制、通信制教員が二万八千九
十九人ですか、あると、ところがこの法律によつ
て手当を受ける先生方が二万三千九百八十八人だ
と、そうしますと差し引き四千二百八十一名は該當し
ないということになります、これはどういう理
由でしょうか。

○政府委員(宮地茂君) その数字の違いは休職中
のもの、あるいは長期にわたつて研修、出張中の
ものといったようなもの、さらに実習助手につき
ましてはほとんどが、九〇%あまりの実習助手の
方が対象になるのですけれども、実習助手は政令
に資格要件がございまして、高等学校を卒業して
おるとかといったようなことで、高等学校を卒業
していないで実習助手をやつておられる方は、高
等学校の生徒に、実習にしても、教師として教育
するのには資格要件が足りないといったような方
が一部ございいたします。そういったような方々
で、いま先生が申されました本務者とこの手当の
受給者との間に若干の開きが出ておるわけござ
います。

○内田善利君 先ほどもこれが論点になつたわけ
ですが、定通手当というのは、私は資格というよ
りも、やはり定時制教育に携わつてゐるものとい
うことでやはり実習助手はもちろん、事務職員に
対してもこの定通手当は私は差し上げるべきでは
ないか、このように思ふのですが、ここでも事務
職員の方については、先ほど答弁があつたわけで
すけれども、実習助手も資格がないということ
で、手当がいただけないと、同じ職場にあつて一方は
もらつてゐる、一方はもらわれない、そういうこと
は教育の場としてはあるべき姿ではないと、この
ように思ふわけですが、この点はいかがでござ
いますか。

○政府委員(宮地茂君) 私どもこれはけさほど安
永先生の御意見にもございましたのですが、一つ
の学校という組織で働かれる方が、小使さんであ
らうと校長さんであらうと仕事に上下はないと思
うのです。仕事そのものを小使さんとはいはした仕
事をしていないとかしなくていいとか、そういう

意味で言つてゐるわけでは毛頭ないわけなん
です。しかしながら、学校の先生は免許状を必要と
される、こういう資格がないと教師にはしないと
いったような資格要件というものがございます。
したがつて、教育公務員特例法は、これは教員を
中心に書かれております。事務職員のこととは特例
法の対象になっていない。だからといって、教育
公務員特例法の適用範囲に事務職員が入つていな
いから、事務職員を軽視しておるのだという意味
では毛頭ないわけなんです。ただ、子供の教育を
直接つかさどる、その教師という点に焦点を合
して特例法ができておる。そのことは、何も事務
の人はたいした仕事じゃないのだという意味では
毛頭ございしません。そういう考えで実習助手につ
きまして、これは特例法の対象にもなつておる
わけなんです。教育という面にウェイトがかつて
ゐるわけなんです。したがつて、だれでもよいの
で、だれでも実習助手になれるのだということ
は、やはりこれは教員ほど免許状を必要として
いませんけれども、やはりその資格要件は要するの
ではないか。数年前までは短大卒ということござ
いしましたが、高校卒以上というふうになり、だ
いぶ資格要件が緩和されたようございまして。され
ばといつて、高等学校に行つてゐる者は賢くて、高
等学校に行つてゐない者はだめなんだという意味
では毛頭ないので、やはりある職について形式的な
資格要件というものが原則としてあるということ
は、やはりあらゆる制度を根本的に洗い直してや
るといふのも一つの手段でございまして、少な
くとも現状ではそういったことで実習助手の方々
にはそういった資格要件ができておるわけござ
います。だからといって、その資格要件を持たな
い実習助手になつておられる方が役に立たない
とか、仕事ができないのだというのを申してお
るのでは毛頭ございしません。その点どうも説明が
苦しいございしますが、御了解賜りたいと思ひま
す。

○内田善利君 あげ足をとるわけじゃありません
けれども、資格という面からいいますと、たとえ

○政府委員(宮地茂君) 産振手当のほうも事務職員にはいっていないわけですが、同じ職場で働くのだから、そんなにある人について、ある人にはいかないということをするなというのは、確かに一つの御意見でございますが、しかし、私どもは、教師というものは余人をもつてかえがたい。先生方の仕事というものを非常に高く評価するわけなんです。専門職なんです。余人をもつてかえがたいりっぱな先生を得て、りっぱな教育をしていただきたい。そういうことで、同じ学校に働くなら教師ばかりりっぱな方じゃなくて、事務職員だって全部りっぱでなければいかんじやないかという一つの御意見ですが、しかし、特に力を入れて先生方という気持ち、これはそういう

と、全日制では三・三%の者が入学後三年後に卒業いたしましたおりません。それに対して定時制のほうは二八・五%の者が四年後に卒業いたしましたおりません。そこで、確かに全日制のほうがほとんどの者が三年たてば卒業してまいりますし、定時制の者は三〇%近くの者が四年後に卒業していただいていない。これにはいろいろ原因があるように思います。特に定時制では勤労青少年が大半を占めております。働きながら勉強するということ、口ではやさしいと思いますが、本人にとってみればたいへんな負担であろうと思います。そういうようなことから、比較的全日制に通って職業を持たないで学校にいくことを本体としておる子供と働きながら学ぶ子供、これにはお気の毒です。

推すのには数が少のうございますが、そういった意味で研究指定校を設けまして子供たちの一人一人の個票をとるぐらいの調査をして、いま先生がおっしゃいましたような点の改善等についても検討をしてみたいというふうに考えております。

○内田善利君　こういった非常にまあ経済的にも、あるいは時間的にも生活の上からも制約のある生徒たちに対する教育ですが、まあ定時制教育にしてもあるいは通信教育にしても今後はやはり高度な、能率の高い授業内容が求められてくると思うんですが、情報化社会に適応するためにもテレビあるいはVTRとかあるいはそういった視聴覚機械の設備、こういうことも非常に定時制教育には必要ではないかと思うわけですが、こういった

ように考へておられますか。

○政府委員(宮地茂君) 現在の標準法、午前中に安永先生から御質問がございましたが、四十二年から始めました第二次五カ年計画、四十六年度をもつて完成する予定で進めております、その標準法では、養護教諭につきましては従来はたとえて全日制と定時制を込めて養護教諭の算定をいたしておりましたのを、それで定時制が全日制の中に含まずしましたので、定時制と全日制を別々にいたしました、また生徒数が六百人以上は一人、それ以下は二人、それから二千四百人以上は二人、それ以下は一人、というふうになっておりましたのを改善いたしました、六百人以上一人というのを四百五十人以上に対して一人の養護教諭を置く。それから二千四百一

人以上二人とありましたのを二千六百六十一人以上二人というふうに直しました。もちろんこれでも十分ではございません。これは小、中通じて養護教諭の必置制はよく先生方からもおしかりを受けるところでございますが、今後の目標といたしましてはどんなに小さな学校にも必ず一人行けるように来年以降の定数設定につきましては十分そういう点を考えまして努力いたしたいということでございます。いま前向きに検討いたしておるところでございます。

○内田善利君 それから給食ですが、まあ、全校いま給食が行なわれておるわけですが、この給食調理人の実態ですね、これは生徒の負担によつてまかなれておる実態ということですが、それを明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(宮地茂君) ちよつと所管が違ひまして、恐縮ですが、体育局、午前中来ておりましたがいま見渡して、おりませんので私から不十分ですがかわつてちよつと答えたいと思ひます。

調理人につきましては、一校いままで一人でございまして、今後二人ということで交付税上の積算をして改善したようでございます。

○内田善利君 これで定時制関係の質問を終わりますけれども、結論としまして、定時制教育振興のためにもっと全日制並みの補助をすべきであるということ、より生徒のための就職あるいは学問のチャンスを開いていただきたい、こういうことを要望しまして次の問題に入りたいと思ひますが、これも定時制教育と関係があるわけですが、定時制を卒業して大学に行きたいというものが相当あるわけですが、この場合に、やはり定時制を出た以上はやはり定時制の大学に入りたいというのが、またそれがノルマルないき方だと思ふんですけれども、先ほども夜間の大学云々ということばが出ましたが、やっぱり国立の大学に定時制をつくるべきじゃないかと思ふんです。この国立大学に定時制が置いてない理由は何なのか、夜間の私立大学に現在はまだあつてない理由は何ですか、この理由を聞きたい。

○政府委員(村山松雄君) 国立大学にかかわらず、大学は現在のところ定時制という考え方は学校教育法上ございせん。夜間の学部を持つことができる。それから通信による教育を行なうことができるというところになっております。そこで、夜間の学部について申し上げますと、現在国立大学といつたしましては、夜間の課程を持ちますものが大学の数にいたしまして九つ、学部の数にいたしまして十二ございします。入学定員は全部で千七百七十名ということになっております。必ずしも多くございせんけれども、国立大学でも勤労青年教育のために門戸を開くべきだという考え方で、今日まで以上に申し上げました九つの大学に夜間の課程を置いておるのが現況でございます。

(理事二木謙吾退席、委員長着席)

○内田善利君 国立の夜間大学ですね、定時制を卒業した学生はどうしてもやはり私立の夜間大学で希望したいわけですが、やはり私立の夜間大学では授業料も高いし、何と云つても国立の夜間大学をもっともつと広げていただきたい、定時制卒業生が夜間大学に入るような方向へ進んでいただきたいと、このように思ひますが、この点いかがですか。

○政府委員(村山松雄君) 文部省としましては、勤労青年に対しまして、大学教育の機会を広げるという趣旨で国立大学に対しましては夜間の学部の設置はこれを奨励いたしております。まあそれによりましてたいへん数は少のうございしますが、現在までに九大学できたわけでありまして、また短期大学の相当課程といたしましては現在二十ほどございまして、入学定員にいたしまして三千人程度の規模になっております。ただ、問題といたしましては、最近この勤労青年教育という趣旨に照らしましますと、夜間の学部についてはいろいろ問題が出てまいつております。特に勤労青年でないもの、つまり昼間に入りたけれども昼間に入れないためにやむを得ず夜間に来るといふものがふえております。ある大学ではむしろ有職者よりも無職者のほうが多いというふうなことになるお

りまして、現在のように入学志願者を特に限定しない限りにおいては、こういう傾向がむしろ増大するのうに感じられます。また大学としてはやはりどういたしまして学力の高いものを採りたがるといふ傾向がございします。勤労青年でありまして、学力の点から申せば、たいへん遺憾ではありますけれども、必ずしも高くないというふうなことから、現実の問題としてはなかなか入れないというところもございします。また大学においてはやはり夜間の学部の置くことはそれなりに教官の負担も高くなることとございします。そういうことからいたしまして、文部省としては奨励いたしておるわけでありまして、夜間部設置ということに相ならないというのが現況でございますが、文部省といたしましてはなお努力いたしたいと考えております。

○内田善利君 これはちよつと法案と関係が遠いかもしれませんが、夜間中学の実態はどうなっておりますか。

○政府委員(宮地茂君) その夜間中学のことをお答えします前に、先ほど給食の調理人のことで他局のことで重大な間違ひを申ししたのでちよつと訂正させていただきます。

二、三年前に一人から二人になったようでございますが、特にこのたびから二人の積算が賃金であつたのが、一人が給与費に切りかえられたというところとございしたので、とんでもないことを申ししたので訂正させていただきます。

夜間中学の実態と言われますと、いろいろ実態があるのございしますが、現在四十五年度まで六つの都府県に二十校ございします。それから、ことしの四月から東京に二校ふえましたので現在では二十一校でございますが、昨年までの二十校で申しますと、在籍者が七百二十六名でございます。そのうち十五歳以下のいわゆる学齢生徒は八・八割でございまして、年齢構成は非常にバラエティーに富んでおりまして、五十歳以上の方が六割、ほぼ学齢の子供と、四十六歳以上が

一〇割でございますので、学齢の子供は一〇割に満たませんし、四十六歳以上の方は一〇割おられるというところで非常にバラエティーに富んでおります。一番多い年齢は十六歳から二十五歳ぐらいまでの間に、四十歳の子供は十六歳から二十五歳ぐらいまででございます。そういうふうな生徒の年齢別構成は非常に多様でございます。

それから、こういう方々は九十一、二の方の方が学齢を過ぎた方々ですが、なぜこれらの方々は中学校へ行かなかつたといつたような観点から調査をいたした資料がございしますが、それによりますと、やはり経済的に困る、家庭が貧しかったという方が三割ぐらいおられます。そのほか保護者が無理解であつたとか、あるいは片親であつたとか、両親がいなかつたとかいふたような本人の責といふよりも家庭の事情といふものが五七割でございます。それ以外の本人が病弱であつたとか学校がざらにであつたとかいふたような本人の責に期すべき理由で中学へ行かなかつたという方が二五割ぐらい、その他外国から引き揚げたとかいろいろございしますが、そういうことで六〇割近くの方が家庭が貧しかったのだといふこととございします。それから、そういう方が学齢が過ぎますと、いまの制度ではもう一度義務教育を受けなければならぬということにはなつておりませんが、学齢を過ぎてなぜ夜間中学へ入つてきたのかというところで見てみますと、その後高等学校へ入りたいという人が約一八割ございします。そのほかいろいろ細かい資料取つておりますが、そういうことでなく、ともかく中学校教育ぐらひは終了しておきたいとか、教養を身につけたいといふ方、あとは非常に数字が小さくなりますが、看護婦になるための資格要件が要るとか美容師、理容師、調理師、あんま、マッサージ師、こういったそれそれの職業につくための受験資格といふたようなことで中卒の資格が要るんだといふような方々、合せて六割ぐらいの方々が直接そういった職業上の資格がほしいんだといふことによ

うでございます。そのほか実態と申しますといろいろございますので、具体的に御尋ねの点で御説明してまいりたいと思ひますが。

○内田善利君 夜間中学というのは学校教育法にも認められておりませんし、小、中学校に夜間課程というのは認められていないと思うのですが、こういった方々のために中学校卒業資格を与えられていると思うのですけれども、それはそれでいいわけですね。

○政府委員(宮地茂君) 恐縮ですが、もう一回

○内田善利君 夜間中学というのは学校教育法にないわけですね。小、中学校に夜間課程というのは認められていないわけですね。ところが、こういって卒業した方々には中学校卒業資格を与えて高校入学の希望を与えているわけですが、そういった中学校卒業資格は与えられているわけですね。

○政府委員(宮地茂君) 実は私どもとして非常に形式的には痛いとを御質問いただきましてまことに恐縮なんです。御承知のように、行政管理局のほうから、夜間中学校は廃止の方向に進めという勧告をいただいております。片やそうはいっても夜間中学からは目をそらすなという叱咤激励もこういうところでは受けますし、まことに困るのですが、そういうことで、いまの御質問も確かに夜間中学というのは法制上認められておりません。高等学校は全日制に對しては定時制等夜間課程が置けますし、大学も夜間が置けますが、小、中学校には夜間課程が置けるということが書いてありませんので、したがって夜間課程はいけないというございます。しかし私どもは、先ほど申しましたように、七百何名のうちの割近くの方は年齢の十五歳以下の子供さんです。これらの人々が夜間中学へくるということ、これは絶対にそういうことでなく、昼間の中学にいけるように、いかすようにこれは努力したい。したがって年齢生徒のために夜間中学は絶対に置きたくない、これは行管のおっしゃるとおり

でございます。しかしながらそうはいっても、法律上義務ではなくても、先ほど言いましたようないろいろな理由から教育を受けたという方々があるのに、形式論を振りかざしてそういうものは認めないんだ、国は知らぬのだといううなたくなやり方がはたして行政であろうかというふうな反省から、私どもはつきりしないのですけれども、年齢を過ぎた方々のこういうことはあるいは学校教育でない社会的な観点からやっていくのがいいのかもしれないが、そういう理屈は別として、行管がおっしゃるやうにすぐやめる気にならないわけなんです。そういうことではいまの御質問にお答えしにくいのですけれども、これはやはり中学卒業の資格は差し上げております。

○内田善利君 学校教育法を改正する考えはありますか。

○政府委員(宮地茂君) 年齢の十五歳以下の子供のための夜間課程という意味で、学校教育法を直すべきではなからうと思ひます。行管の勧告にありますように、十五歳以下の子供のために夜間課程を置きますれば、これは昼行かないで夜のほうへ、本人の理由もありましようけれども、そうでない家庭等の事情で夜間を認めれば夜間に流れていきますので、これは子供のためにならない。そういう意味におきましては直すつもりはございません。しかし年齢を過ぎた方々が、いろんな理由があるのですけれども、しかもこの夜間中学の在籍者というのは非常に波があるのですが、最近またふえたのですが、一とき非常に少なかったのです。これは韓国から引き揚げた方が入ったのです。これは韓国の方々から引き揚げた方が入ったのです。か、そういう言い方をなさる方もあるのです。が、どういふことか波がございまして、したがってそういう方々のために、年齢を過ぎた人のために夜間課程を置くかと思ひますが、これは検討課題にはなろうかと思ひますが、年齢の子供のために夜間課程を置くような意味での法律改正をする気持ちはございせん。

○内田善利君 現在の夜間中学校の先生方の待遇

はどうなっていますか、実態は。

○政府委員(宮地茂君) これも認めてない学校、表面き認められていない学校でございまして、いろいろ手当を出せとかいわれるのでございすけれども、これも正直に申しまして、あまり形式的にはよくないかもしれないが、定数法上私どもは見えております。夜間だと何かといわないで中学校の先生ということで果から申請がありますので、私どもはそれが夜間の先生かどうかかわりません。中学校は昼間だろうと思つて定数を措置しておる、しかし実際には夜間を教えておられるというふうなことでまことにつきりいたしません。が、そういうことでございすので昼間の先生と多くの方が同じでございす。ところが果によりましては果単の措置をなさつておられる果もあるようでございす。したがって給与はどうかと言われれば昼間の先生方とほぼ、ほぼといひます。か、全く同じであるといへると思ひます。しかし先ほど来その夜の勤務者には夜間手当を出すべきだといったような意味で昼間以上に優遇すべきだということでありますれば、これは果によつてやつておられるところもあるようでございす。が、私どもとしてはそれに対して奨励するという態度はいままでとつてきておりません。

○内田善利君 それでは最後に、連携校のことについてお聞きしたいと思ひますが、先ほど連携教育について若干お答えがあつたわけですが、この連携教育の実態は、企業内の、企業の教育施設に定時制高校の先生がかけつけて出張授業で定時制通学あるいは通信制スクールにかけつけておるといふような実態で、実際は定時制高校には通学しないまま企業内で卒業資格を取っている、こういう実態にありますが、この点はどういう対策を講じられる予定ですか。

○政府委員(宮地茂君) 連携施設と連携を保つておる高等学校とございす場合に、その高等学校の先生が連携施設の教室に行つて教えるという場合にこれは原則としては高等学校に生徒が来るのが原則でございす。それが言へば例

外であり必ずしも奨励すべきことではございせんが、しかし子供の教育という面からしますれば数十人の子供が何時間あるいは一時間なりかかつて高等学校へ行く前に、先生がその施設にかけつけて、五時なら五時に教えるということ、これはあまり乱に流れてはいけませんけれども、場合によっては必要なことであらうというふうに私どもは考えております。したがって、絶対にいけないというふうなことで、厳にそれを禁止するという態度はとつておりません。そのように指導いたしております。しかし、企業へ行つて先生が教えるべきだというふうな指導をしているわけでは毛頭ございせん。

○内田善利君 それと、もう一つ問題点は、直接企業の手で設立した技能教育施設が広域通信制、通信教育と連携を行なつた場合に、だんだん企業への集団入学が行なわれると同時に、このことで、定時制高校に通学可能な者までも通信制との連携教育のために定時制に行かない、むしろ定時制高校に通学したほうがいいのに定時制のほうには通学しない通信教育のほうをやつて、そういう施設が二つぐらゐるわけですね。こういったことについてはどのように考えておられますか。

○政府委員(宮地茂君) 御質問の御趣旨はわからないでもないでございす。が、私ども、全日制に行けない子供は次は定時制に行つたほうがいい、定時制に行けない子供は次は通信制に行つたほうがいいといったプライオリティーはつていたくない。通信には通信としての意味があり、定時制には定時制としての意味があり、またその子供らの考えあるいは環境といったようなことからでございすので、先生のおっしゃるお気持ちは十分わかるのでございすけれども、定時制に行けるのに、通信に行つておるのはいけないということも一がいに言えないのじゃないか、やはり通信には通信としてよい面がございす。申すまでもなく、たとえば、企業が四時半か五時ぐらゐまであつて、定時制が五時から始まるというときに

は、子供は食事もしないで学校へ走っていかなきやいかぬ。それよりも、通信で勉強したいんだという子供は通信でやってもよいわけでございます。ただ、その企業が定時制に行かしたら二時間か三時間かかる、そして五時にはきちんともめなきやいかぬ、通信だったら、六時、七時まで残業さしてもよいといったような安易な考えで通信を選べというようなことで通信に集団入学をしておるといふことでございませう、私も十分企業主の御理解を得るよう指導したいと存じますが、一がい、定時制のほうがよいんだから、通信はその次だという考えでの指導はちょっとしにくいんじゃないかというふうに考えております。

○内田善利君 今度は生徒の側から考えますと、生徒は就職する場合には、集団就職でもいいんですが、高校に行かせる、高校に行けるんだという希望を持って会社に、企業に入るわけですが、ところが企業内だけで、学校に行くわけなし、そういった通信教育で卒業資格を取るようになるわけですが、やはり子供たちにとっては、高校に行けるんだという希望を持って企業に入つたけれども、何もそういうことはなかったというような考え方をしている生徒が相当あるわけですが、そういった意味で、やはり企業のための定時制教育、通信教育ではなしに、子供たちの希望をかなえてやるような高校教育というふうな教育がなされていくべきじゃないか、通信教育の発足あるいは定時制教育の発足当初とはだいぶゆがめられてきて、企業のための高校教育がなされているように私は思うんですけれども、どのようにお考えですか。

○政府委員(宮地茂君) 企業が子供たちに自分の会社、事業所へ来れば全日制なり定時制の高等学校へ行かしてやるというふうに言いながら、子供が就職すればそうじゃなくて通信制に行かした、子供たちの夢をそこでこわしたというようなことでございませう、申し上げるまでもなくこれは企業としてとるべき態度ではなからうと思いま

す。そういうことで、まあ私もそういうことを一、二従来聞きまして、これはちょうど私立大学の入学金と同じですが、就職した後の事実をはっきり子供たちに納得させてやってもらいたい、通信制と定時制に差等を設けるわけじゃないですけれども、高等学校といえども全日か定時ぐらいに子供たちが思うのが常識だと思います。したがって、子供の夢を破ることのないように、従来からも府県を通じて事業所等へそういう趣旨徹底をやつてまいっておりますが、そういうことのないようにその点は十分留意したいと思ひます。

○内田善利君 ある本に書いてあるんですが、昭和四十五年の十一月に大阪府のある紡績労働組合が公立定時制高校進学保証という労働協約を確立したということなんです。この問題は、労働組合の教育要求としては非常に注目すべきものであるというふうに書いてあるんですけれども、この紡績工場には、毎年沖繩から二十名ないし三十名が集団就職しているわけなんです。その募集にあつては、紡績協会が経営している私立高校分校であるB学園に入学できるというパンフレットが配られていたわけなんです。ところが、この生徒たちが就職してみたら、B学園というのは通信制だった。しかも校舎は工場内の仮校舎、教師は十四名中五名は近くの府立高校の非常勤講師、労働担当職員を含む残り九人は高校教諭の免許状を持たなかった、中には高校を出ただけで職員になつていた人もおるといふことで、しかも年間二十日間のスクーリングも仕事のために受けられなかった。そして落胆した少女たちは退職し、帰郷が相次いだ、こういう記事なんですけれども、こういうことはそういう例がないことかとも思ひますけれども、こういったことが行なわれていくんでは、先ほどから申しますように通信制教育あるいは定時制教育の本来の姿から相当ゆがめられているんじゃないかと、こういうふうに思ひます。このようなことでは、せっかく中学を卒業してその私立高校分校B学園に入学できるということを楽しみにしてきた生徒たちが落胆するのは

当然だと、こういうふうに思ひますが、こういった企業のためのこういう定時制高校あるいは通信制高校との連携ということは、ひとつよく実態を調査して対策を講じていただきたいと、このように思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(宮地茂君) いま御指摘の点は私も新聞で拝見しました。そこでさう、大阪にその真相を調べさせました。確かにその企業の就職の募集要綱がはつきりしてなかったようでございます。そういうことで通信の関係で、通信が悪いというのじゃなくて、通信なら通信だということをはつきり子供たちに趣旨の徹底をしないというところで府教委に連絡をとり、府教委のほうに知事部局と相談をして、その企業主にも来てもらつて、今後そのようなことのないようにするというところでございまして、それからなお、資格がある教師云々という点につきましては、これは新聞のほうに報道が多少行き過ぎたようございまして、子供たちの自学習の相手をするといふようなことで、そういう職員がいるようでございます。したがって、その職員が教えたのが単位になるというものでない、通信で勉強しておる、その勉強を親や兄弟や家庭教師が見る式の自学習の援助をする、そういう職員がいるといふことでございまして、これは学校の教員とか単位を与える技能連携施設の関係でございまして、その点は多少新聞にもちよつと事実と反することがあつたようでございますが、いずれにしても子供たちの期待に沿わない、企業のために子供をつたように言われてもしようがないような形でございまして、嚴重に注意はいたしまして、今後そういうことがないようにということに企業主のほうへも申しておたというふうに記憶いたしております。

○内田善利君 最後に要望申し上げたいと思ひますが、やはり働く青少年教育のための教育であつてほしい、企業のための教育では困るということと、もっと働く青少年のために、教育、学問また

就職の門戸を広く開いていくべきであるということと、もう一つは、定時制教育振興のために、通信教育振興のために全日制並みの予算の補助額をあげるべきである、この三つを要望して私の質問を終わりますが、最後に政務次官にこのことについて御所見をお伺ひして質問を終わりたいと思ひます。

○政府委員(西岡武夫君) お答えいたします。ただいま先生から定時制教育、通信教育の充実についての御意見があつたわけでございますが、文部省といつても、今度青少年が勉学の意欲に燃えている。その意思を十分生かせるように諸般の施策を充実していかなければいけない、その責任を痛感するものでございまして、今後大いに施策の充実のために努力いたしますことをお誓ひするものでございませう。

○萩原國子君 午前中安永委員から、また内田委員から定時制高校あるいは通信制高校の実態の上についていろいろ御質問があり、また御提案があつたわけでございますが、私も全く同感でございます。教育の機会均等の立場からのいろいろな問題、あるいはまた弱者や貧しい者に冷たいという状態が非常に浮き彫りにされたようでございます。いまさらのように遺憾にたえないと私はしみじみと考えたわけでございますが、時間のつごももございまして、重複を避けながら質問をしてまいりたいと存じます。

定時制高校の在学者数が激減をしておるのに対して、通信制高校の在学者数は増加の傾向にあると聞いておりますにもかかわりませず、通信制高校についてはいままであまり配慮がなかつたように思ひますので、私は、きょうは通信教育の振興の立場からお尋ねをいたしたいと存じます。

まず、全日制高校と定時制高校に通う学生を除いた当該年齢の青少年の数は幾らくらいございませうでしょうか。

○政府委員(宮地茂君) 十五歳から十七歳までの総人口が、四十四年度でございまして、五百五十三万一千四百八十八人でございまして、そのうち全

日制に三百九十二万三千三百八十三、定時制に三十万五千七百七十九、通信に五万六千八百二十四名、別科に二千二百五十一名、高等専門学校に二万八千二百六十六名行っておりま。したが、いまして、残り約百三十万人ということになります。ちよつと先生の御質問の意味がよくわかりませんでした。

○萩原幽香子君 よくわかるように私質問したはずでございますが、全日制高校と定時制高校に通う学生を除いた当該年齢の青少年の数、こういうことをお聞きしたはずでございます。

○政府委員(宮地茂君) 十五歳から十七歳までの総人口が五百五十三万でございます。全日制と定時制に行つておる子供が四百二十三万でございます。したが、いまして、十五歳から十七歳まで、定時制と全日制の高等学校に行つておる子供以外の子供は百三十万人ということになります。

○萩原幽香子君 その中で何%が通信制高校に学んでおるわけでございますか。

○政府委員(宮地茂君) 百三十万人に對しまして、通信制高校へ行つておるものが五万六千八百二十四でございますので、割り算いたしますと約四・八%に当たつたかと思ひます。

○萩原幽香子君 たいへんいろいろ計算をさせまして申しわけございません。

そこで、まず通信制高校生が増加するということでございますが、どういふ理由によつてこの通信制高校生が増加するのでございませうか。その増加の理由についてお尋ねをいたしたいと存じます。

○政府委員(宮地茂君) 通信制高校の生徒が、いま申しました四十四年度の数字よりも四十五年度がもっと多いというふうには、非常に最近ふえてまゐつております。何がゆゑにふえるかという科学的な調査は十分できませんが、考えますに、ここ最近、NHKをはじめとしたしまして、四つ、五つの、これは私立の高等学校でございますが、全国的な、その県内の子供ということではなくて、全国を対象にしたような広域の通信制の教育をする

学校がここ数年五校ほどふえてまいりました。したが、いまして、それが一つの大きな理由ではなからうかと思ひますが、そういう面とは別に考えますと、いろいろ通信教育を受けておられる方々、受けるようになられた方々が、従来なかつたその生活時間の中で勉強ができるような生活時間ができたとか、いろいろ想像でございまして科学的に調査した結果ではございせんものではつきりしたお答えはできませんが、学校がふえたこと、さらに本人の環境がよくなったこと、まあこういうことが通信制の生徒がふえた原因ではなからうかと思つております。

○萩原幽香子君 過去五年間における通信教育の受講生の状況についてお伺いをいたしたいと存じます。

○政府委員(宮地茂君) 昭和四十年が十二万三千六百八十八人の在籍者でございます。四十一年が十三万七千五百五十六、四十二年が十三万六千二百九十九、四十三年が十四万六千七百七十九、四十四年度が十五万一千五百三十二、四十五年が十五万六千五百九十九名、こういう傾向になつております。

○萩原幽香子君 そのうちで、卒業をいたしましたのはどれくらいでございますか。

○政府委員(宮地茂君) これ、四十年の三月に卒業した者が二千九百九十九名です。四十一年三月に卒業した者が五千七百七十一、そういう意味で四十二年は一万三千七百七十一、四十三年はほぼ同数で一万三千六百八十五、四十四年は一万三千九百四十四、四十五年は目下調査中でございます。

以上のような数字になつております。

○萩原幽香子君 その卒業生の中で大学に進学したのはいくらでございますか。

○政府委員(宮地茂君) 通信制の高等学校の生徒というところで、その後の大学進学さらには卒業といったような調査はいたしておりません。

○萩原幽香子君 まあ、そういうことも一応お調べをいただいておりますがよろしいんじやございせんか。そしてまた、それが定時制高校との関連も一応お調べいただいておりますがよろしいかとい

うふうに考えるわけでございます。卒業率というものが非常に悪いわけでございまして、時間がございせんからこれはお聞きすることをやめたいと思ひます。

そこで、現在における通信教育の問題点について文部省はどのように把握をされておりますのか承りたいと存じます。

○政府委員(宮地茂君) いま申し上げました数字でおわかりかと思ひますが、通信教育の在籍者の数は多いわけでございまして、卒業をしていく者が非常に少のうございまして。特に通信教育も高等学校です、全日制と同じように四年で卒業いたしますが、四年ないし五年で卒業できる子供が約一二%ぐらい、一割前後しか四年、五年の間に卒業いたしておりません。そういうようなことから、これは通信教育を受けます方の中にはあるいは高等学校卒業の資格をとるといふのじやなくて、幾つかの科目を勉強したいといふ特殊な方がおられますけれども、やはり学校をつくりました以上、科目をつまみ食ひ的に履修するといふのじやなくて、やはり四年の通信課程を終了してもらいたいという気持ちを持てます。そういう意味から申しますと、この中途脱落者が非常に多いといふことが何ものにも優先して一番問題点であると思ひます。まあ脱落いたしましたのも、これもなかなか的確な調査ができませんが、やはりこの通信教育を受けます方々は主婦の方々のような方もおられますが、職業を他に持つておられるといふ方で、ただ通信教育を受けるだけに専念しておるといふ人はほとんど病氣をしておられるといふような方以外には皆無であらうと思ひます。そういうような点で、なかなか脱落する理由も複雑でございまして、大体本人が中途で熱意を失う、根気が続かないあるいは勤務先の事情で勉強ができなくなるとか、家庭の事情とか、いろいろ考えられると思ひますが、ともかく脱落を減少させていきたいといふふうに考えております。そのためには無理のないような学習ができるようなカリキュラム編成上のくふうを講ずる必要があるのじやないか。

さらにはこれは通信制の子供は在籍者として何千人、何万人でございまして、それぞれの生徒は一人一人でございまして、友だちとのつき合い等もあまりない、言うならば孤独であるといふようなことから、根氣もなくなるわけでしょうから、そういう意味におきましてはなかなかむずかしいございまして、スクーリング、面接という点も、これは一面では面接の時間をあまりふやしますと通信制はむずかしいやうになりますが、しかし、ただ一人で勉強しておるといふのも問題がございまして、そういう点を勘案してのスクーリング、さらに午前中の御質問にもございまして、添削指導等にもつきまきこまかい添削指導で本人を励ますようなこと、あるいは放送の利用、こういうような点についてももっともつとくふうをしていかなければいかんじやないかといふようなことでございまして、さらにこれは現在も細々と講じておる措置でございまして、通信制のある一定、所定単位をとつた子供には二年次から学習書をただでやるといふようなことをしておりますが、もっともつとくいう制度も拡充していく必要があるのではないかと。いろいろことを考えられますが、要は脱落をいかにして防ぎ、卒業率をいかにして増していくかといふことが一番大きい問題であらうと思つております。

○萩原幽香子君 やつぱり脱落の理由、先ほどもおつしやいましたけれども、活字教材の内容の理解が非常に困難であるといふことも言えるのではないかと。先ほどのお話しのように、自分一人で学習するための孤独感という点も、あるうかと思ひます。スクーリングの困難点という点もございまして、スクーリング、あるいはまた雇用者の無理解といふようなものもあるかと思ひます。そういういろいろな問題が一緒になつて申しますか、そういうもので脱落者が多くなつていくのではないかと。こういうことも考えられますので、そういう脱落をする原因について十分きこまかくお考えをいただいて、それに対処するような方法をお考え願ひたいものと思ひ

ます。

そこで、この教科用図書についての特別の配慮ということがうたわれているわけでございますけれども、どういふような教科用図書についての配慮がなされておられるのか承りたいと思います。

○政府委員(宮地茂君) 通信課程の二年次に進んだ子供が一年次のときに十四単位以上修得をした者、それから三年次に進んだ子供が二年次までに二十八単位以上修得した者、こういう者に対して、次の年度に残ったこれから履修しようとする者の教科書、学習書を無償給与するというような措置を講じております。

○萩原幽香子君 局長さんは私がお尋ねしていることとちよつと違うようです、お答えが。私は無償とか、そういうことをお尋ねしているのではなくて、いわゆる高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の中の四条に「通信教育に関する教科用図書の編集、検定及び発行に關しては、その特殊性にかんがみ、特別の措置が講ぜられなければならない」ということが書いてあるわけでございます。そこで、いわゆる教科用図書の編集とか検定とかいうことについて、どのような配慮がなされておりますのか、それをお尋ねしているわけでございます。

○政府委員(宮地茂君) この教科書は一般の高等学校と同じでございますが、それに基づいて教科書と学習書がセットになって子供の勉強に役立つわけでございます。そういう意味で学習書のほうは数が少のうございまして、採算ベースに乗りませんので、文部省のほうでつくったものがほとんどでございます。その場合に、特にどういう点と申しましても、教科書につきましているという教師が板書をしながら教えるわけじゃございませんから、そういった点を含めて学習書をつくること、あるいは子供が教科書と学習書を読むことによって学校で教師から授業を受けると同じような効果があるような配慮で学習書を編さんしておられるということであるかと思ひます。

○萩原幽香子君 たとえば同じことを教えるにし

ましても、先ほど局長もおっしゃいましたし、私も申し上げたのですけれども、活字教材の内容の理解が非常に困難であるとか、そういったような事情のために、たいへん脱落者も出てくると、こういうことになりまして、いわゆる同じ教材を扱つても、たとえば通信制の教科書についてはこういうような編集がなされているのだ、こういうところが非常に特別の配慮をしたところだと、こういうところを具体的に、二カ所所は御指示をいただいたと、こういうふうに考えるわけでございます。

○説明員(西崎清久君) ただいま先生御質問の点は、教科書と学習書の問題でございますが、教科書につきましては、通信制といえども高等学校でございまして、一般的に全日制、定時制で使われる教科書と同じものを通信制でも使うわけでございます。ただ、先ほど局長から御説明いたしましたように、通信制の場合には教科書だけでは生徒の自学自習においては非常に困難があるという意味で、学習書というものにウエイトが非常に高くなるわけでございます。そういう意味では、先ほど先生おっしゃいました通信制高校におけるいろいろな教科書、学習書に関する編集その他について国が配慮すべき点という点については、特に学習書等については非常に重きを持つものと思ひます。そういう意味で、私どももいたしましては、一般の市販にかかるものについては、一般教科は非常にこれは対象が多うございまして、これは別といたしまして、特に職業教育に関する科目を通信教育の制度がとっている場合もあるわけでございます。これは非常に採算ベースに乗りにくうございまして、従来から文部省が保育、作物、畜産とか園芸、農業一般等につきましては昭和三十四年度以来、文部省自体が編集をいたしまして、学習書を発行するというふうなことでやっておるわけでございます。

先生のお尋ねの点は、しからば学習書の編集においてどの点を置いてやったかというふうな点での御質問が焦点かと思ひわけでございます。

私たいへん申しわけないのでございますが、それぞれ園芸なり作物なりの個々の教科の編集の個々具体的にこまかいことまで承知しておりませんが、その一般の方針といたしましては教科書を見、その学習書を見れば、ある程度の理解ができるというところで、学習書を編集するというのが基本方針でございます。その点に沿つて学習書を編集しておるというのが実情でございます。たいへん不十分でございますが以上でございます。

○萩原幽香子君 通信教育の中で非常に重要な役割りを果たすスクーリングについてお尋ねをするわけでございます。午前中安永委員の御質問にもございましたが、一人について四十時間、この状況についてお尋ねしたいと考えるわけでございます。

○説明員(西崎清久君) 昭和四十六年度の通信教育に関する予算について申し上げますと、高等学校の通信教育教科書の学習書の給与費という予算がございまして、ちよつと御質問にはございせんが、この学習書の給与費に関する予算が三千七百三十八万六千円というふうな予算になっておるわけでございます。これが先ほど局長が申し上げました学習書の無償給与にかかる予算でございます。

○説明員(西崎清久君) 特にこまかい資料現在持ち合わせておりませんが、午前中に局長からお答えいたしましたように、大体通信教育の場合には添削指導と面接指導というものがございまして、面接指導が先生のおっしゃいますスクーリングでございまして、学習指導要領に年間二十日の出席が義務づけられております。その二十日の出席におきまして、一科目平均五単位、時間をとるというようなことに相なっております。したがって、出席いたします日においては、大体、午前午後二時から三時まで五時間六時間の授業を受けるといふうに相なっております。

それから、添削につきましましては、特に御質問ございせんが、四十時間の積算基礎をいたしましては、大体二十五分というふうな積算でございますが、具体的には一科目の科目によりましては十五分である場合もありますし、三十五分である場合もあるかと思ひますが、そういう意味での平均で二十五分というふうな積算をいたしております。

スクーリングの出席の問題につきましては、年間二十日の出席のデータというものを特に持ち合わせておりませんが、卒業率というものが大体一割に満たないということをお考えあわせいただきますならば、卒業の要件でありますスクーリングの出席率も非常に低いというふうな実態にあるといわざるを得ないかと考えるわけでございます。

○萩原幽香子君 どれだけ出席しているかという

○萩原幽香子君 どれだけ出席しているかという

資料を持ち合わせていない、しかし一割しか卒業していないのだから、大体それから想像しろと、こういう御答弁でございますけれども、これは非常に不親切な御答弁だと考えます。もう少しほんとうに出席はこれぐらいしかしていないんだということをはっきりしていただくと、それじゃなぜこんなに欠席が多いのかというこの御検討がいただけるんじゃないでしょうか。私はいま何時間ということは、先ほど安永先生のほうに御答弁ございましたから、それをお尋ねしたのではなくて、出席の状況がどうなっているのか、そして次に欠席の多い理由がどこにあるのか、それを私はまず聞きたいと思つて質問しておるわけなんです。それをどうぞひとつお願いしたいと思ひます。

○政府委員(宮地茂君) 個々の学校につきまして、年間スクーリングを何日やっておるかという調査はいたしておりますが、それは在籍者の何名が出席したかという調査をいたしております。したがういまして、来年度からさつそくその調査をいたしたいと思ひますので、御了承いただきたいと思ひます。

○萩原幽香子君 局長さん、私の伺いたいようなことをみながらおられます、していませんとおっしゃるわけですが、これではほんとうに通信制高校というものを文部省がどのように考えていらっしゃるのか、私わからないと思ひます。だから、そういう点はもう少し考えていただかなければならないと思ひます。

まあ先ほど御説明のように、通信教育には幾多の難点がある。卒業率も一割に満たない状態で、通信教育の限界を私は感じさせられておたつたわけでございますけれども、最近では、ラジオとかテレビなどマスメディアの発達によりまして、先ほどおっしゃいました広域通信制高校が誕生いたしました。そこで、その広域通信制高校というものの現状と今後の展望についてお伺いをいたしたいと思ひます。

○政府委員(宮地茂君) いわゆる日本放送協会学園高等学校というNHKでやっております通信高

校がございます。昭和三十七年十月に認可いたしております。それが現在、普通科でございまして、二万人の定員でございまして。それから、科学技術学園工業高等学校、三十九年に認可いたしております。機械科六千人、電気科四千人の定員でございまして。ちなみにNHKのほうは二万人の定員でございまして。対して在籍者は一万七千人でございまして。それから、いまの科学技術学園は機械科、電気科合わせて一万人の定員に對しまして、一万一千四百八十七名でございまして。玉川学園富士高等学校、三十九年に認可いたしまして、普通科でございまして、定員が二千人で、在籍が四百人でございまして。大阪の向陽台高等学校、三十九年に認可いたしております。普通科、家政科、被服科、工業化学科でございまして。これは定員が、普通科が四千八百、家政科二千、被服科八百、工業化学科四百で、八千人の定員でございまして、在籍はそれより多うございまして。それから、九州商業高校、四十三年六月に認可いたしておりますが、定員が、商業科定員六千人で、在籍は現在少のうございまして、千五百という数字になっております。

なお、これらについて、今後の展望はどうかというところでございまして、いま申しましたところでもおわかりのように、定員に對して、定員をオーバーしてありますのは、科学技術学園と向陽台高校で、あとは在籍が定員に満ちておりません。そういうような関係もございまして、最近、こういう広域の代表的な五校ができましたために、通信制の在籍生徒数がふえたわけでございますが、今後この調子でどんどんふえていくというふうには私も考えておりません。と申しますのは、やはり通信制高校には、先ほど申し上げておりますように、また資料が不十分だとおしかりも受けましたが、脱落というものが非常に大きい問題になっております。したがういまして、ただ在籍だけでも卒業していかない。ただ在籍だけするためには、生徒がどんどんふえてくるというふうには

は考えませんので、せつかくできましたこれらの広域高校がもっと実をあげて、定員よりも在籍がふえるというところは、これは一般の私立大学等好ましいことではございませぬけれども、こういう通信制の学校でせつかく定員制を設けても、在籍がそれに満たないということではございませぬ。きたこういう五校がもっとも実をあげていくように、そつちの努力を私もしていただくべきであるうというふうに考えております。

○萩原幽香子君 それじゃお尋ねいたしますけれども、普通の通信制高校の場合は卒業率が一割に満たない。ところで広域通信制の場合は、卒業率はどれくらいになっておりますか承りたいと思ひます。

○説明員(西崎清久君) いま先生お尋ねの、広域通信制にかかる卒業率でございまして。的確な数字というふうにはちよつと御理解いただけない数字かとも思ひますが、申し上げますと、四十四年度、たとえば日本放送協会学園につきまして申し上げますと、一万七千二百四十人という在籍生徒数につきまして、四十四年度の卒業生数が千六百十三人です。そういたしますと、在籍者が一万七千二百四十人というところでこれを四年間で割ってみますと、大体四千八人程度というふうなものが一年度間の入学者に相なるうかと思ひます。四千八人の入学者が千六百十三人卒業しているというふうには理解いたしますれば、これは四割近くの卒業生ではないかと考えるわけでございます。

○萩原幽香子君 そうしますと、この広域通信制の場合は、非常にその卒業率が高いということになるわけでございますね、一般の通信教育より非常にまあ卒業率が高い。このように効果をあげております通信制高校でございまして、私立の場合の運営はまことにきびしいということをお伺いしているわけでございますけれども、その実態についてお伺いをいたしたいと存じます。

○説明員(西崎清久君) 私立の広域通信制高校につきましては、ただいま問題になっておりますのは、衆議院の際にも御議論がございましたが、私学に對する援助というものについて、これは高等学校につきましては特に国の予算的な形で補助はないわけでございます。しかし、広域通信制については、特に地方において地方公共団体からの援助が行なわれていない、私立の単独の通信制高校等については各都道府県で補助が行なわれるけれども、広域の通信制については在学者が当該都道府県にとどまらないわけでございます。したがういふうな問題点が一つございまして。そういう意味で、私もいたしましては地方交付税の問題といたしまして都道府県に對する財政措置というものを通信制一般について考慮いたしまして、そうしてそれに対する都道府県の配慮というものが行なわれるような形に持つていってはどうかという形で現在自治省と鋭意交渉中でございます。ただ、先生の御質問の要点は、財政状況というものがどうであるかという点が御質問の要点であつたかと思ひます。この財政状況はどうかということ、実は現在地方交付税の積算の問題とからめまして私どものほうにいたしましては広域通信制五校といま相談中でございます。資料をいただいて、そしてそれを地方交付税との関係でどういうふうな処理するかという形で処理を進めたいというふうな考えているわけでございます。その五校の中には非常に財政状況がいいものもございまして、補助などは必要でないという法人もあるわけでございます。一方には、非常に財政措置が必要であるという広域通信制の学校もあるわけでございます。その辺については、個々の学校から資料を取りました上でその内容を分析して今後の財政措置の問題の検討の資料にいたしたい、いま現在作業中でございますので御承知いただきたいと思ひます。

○萩原幽香子君 そうしましたら、そういう資料ができましたらさつそくちょうだいしたいと思ひます。

次に、放送を視聴することが学習の基調となつておりますところの広域通信制高校と、従来の活

字教材を中心とした通信制高校とは異質の面が多いと思うわけでございます。ところが添削指導のためのレポートにとりましますというところ、両者は同じ形式でまた同じ回数になっていると思うわけでございますけれども、これではお互いの特質を考慮していることになっていないと考えるわけでございますが、その点はいかがでございましょうか。

○説明員(西崎清久君) 通信教育に關しまして先生たゞいま御質問のございましたようなラジオなりテレビを利用した場合の面接なり添削指導の免除の問題でございますが、現行指導要領におきまして、テレビ放送につきましては二分の一の時間が免除されます。それからラジオにつきましては三分の一でございまして、先般の学習指導要領の改正でラジオにつきましても二分の一というふうなスクーリングの免除についての内容を改めて、両者について生徒の負担を軽減するというふうな措置をとった次第でございまして。

○萩原幽香子君 それはスクーリングの例でございましてね。レポートにつきましても同じことになっていると思うわけでございますが、その点はいかがでございましょうか。

○説明員(西崎清久君) 先生御指摘のとおりでございまして添削指導のほうにつきましても現行指導要領と改定指導要領につきましても特に差等を設けておりません。従来どおりでございまして。

○萩原幽香子君 それもやはり考えていただかなければならない面ではないだろうかというふうに思うわけでございましてね。時間がございませぬから急ぎます。

このたびの郵便法の改正によりまして郵便料金の値上げがございましたが、この通信教育の生徒の受ける負担増はどのくらいになっておりますでしょうか。従来四円であったのが六円になりましたので、五〇%の大幅値上になっているわけでございまして。NHK学園の場合でも年間五百万円が増になってこれが生徒負担になるということでございましてけれども、こういうことについて文部省

はどういうふうにお考えでございましょうか。この問題について特に通信制に学ぶ子供のために郵政省とこういう問題についてお話し合いになったことがございましてでしょうか、承りたいと思います。

○説明員(西崎清久君) 先生御指摘の通信教育に關する郵便料金の問題でございまして、ただいまちよつと資料持ち合わせておりませんが、先般郵便料金の値上げが話題になりましたときに、従来はここの数年間通信教育の添削指導のレポートに關しての郵送料金はずっと過去据え置きになってまいったわけでございまして。ところがこのたびの郵便料金の改定においては、他との均衡その他によつて郵政御当局としてはその値上げをはからねばならないというふうな御気持ちがございまして、そして私どももいたしましては特に通信教育生徒の負担の問題その他を考慮して、この点だけは従来どおりの据え置きという方向で御配慮願いたいという線まで郵政御当局と交渉、協議を重ねたわけでございまして。しかしながら過去非常に長い期間据え置かれたということ、それから他の学術雑誌その他の郵送料金との均衡の問題として、このたびは郵政御当局としても通信教育のレポートについては若干の値上げをせざるを得ないというふうな強い御意見もありまして、いろいろ協議の結果、その点はいかんともしがたいということに相なつております。そういう意味ではたいへん遺憾ではございますが、その協議の際に私どもとしましてはその全体のレポートの数と料金値上げにつきましても金額の計算をいたしました上で郵政御当局と折衝を重ねたわけでございまして。たいへん申しわけございませぬが、そのときの資料をちよつとたゞいま持ち合わせておりませんが、経過といたしましては以上のとおりでございまして。

○萩原幽香子君 多少の値上げとおっしゃいますけれども、五〇%の値上げというのは私はやはり大きいんじゃないかと考えるわけでございましてね。ほんとうに学費青少年の意欲というものを考えましたときに、これはやはりもう少しあたたい配慮があつてよろしかったのではございませぬでしょうか。

たででしょうか。きょうは郵政の方においていたしておりますので、そういうことについてお願いをすることができませんけれども、これは私といたしましては非常に残念だということを申し添えておきたいと思ひます。

次いで運輸省の方においていたしておりますので、学割のことについてお尋ねをいたしたいと存じます。

学割を使用できます範囲が、本校でスクーリングを受ける場合に限られておりまして、協力校に出席する者には認められていないわけでございまして、その理由を承りたいと存じます。

○政府委員(秋富公正君) お答えいたします。

生徒につきましては、いわゆる通信教育の特殊性にかんがみまして、一般の学生、生徒のような定期券が要するということが不適当でございまして、一般の普通割引券を五割引きいたしまして、さらに通常の有効期間を三カ月でございまして、これを六カ月にいたして適用いたしておるわけでございまして。しかし、いま先生から御指摘のように、これはいわゆる指定校、いわゆる実施校だけにつきまして、協力校については現在適用してないわけでございまして。これは四十一年にこの制度をつくつたわけでございまして、これは実施校七十五校に對しまして、協力校は大体五百校ぐらゐでございまして、おおむね一般に協力校までの通学距離というものは、実施校に比べて平均的に短いんじゃないかということ、それから協力校の決定は、実施校が指定したしてゐるわけでございまして、これは国鉄のほうは把握してございまして、実際の実施する場合につきましても、どこに協力校があるかということを知してないというところもございまして。

それから、これは国鉄の独立採算制のためからいたしまして、いわゆる公共割引ということによる国鉄の負担増ということができるだけ避けたい、以上の点からいわゆる協力校についての適用ということを行なわなかつた次第でございまして。

○萩原幽香子君 いまいろいろ理由をおっしゃつていただいたわけでございましてけれども、高校の通信制課程の生徒は毎月一、二回程度スクーリングを受けるということになっているわけでございましてね。それで先ほどおっしゃいましたように、協力校の数が約五百校、そこで勉強する、そこへ来てスクーリングを受ける子供も大体二万名近くいる、こういうわけでございまして。広域の通信制課程では、学ぶ生徒の大部分は協力校でスクーリングを受ける、こういうことになっているわけでございましてね。ところが彼らは、協力校であるというためにその恩恵に浴することができない。こういうことは教育の機会均等の立場から、私は問題があるのではないだろうか。近いんだとおっしゃいますけれども、私がこの間NHK学園高校に参りましたときに、これはぜひともそういうふうなやつてもらいたい、こういうお話が出たわけでございまして。わずかなことだとは言ひながら、やっぱり月に一、二回ずつ行くということになりますと、ここに学ぶ子供たちの気持ちの上からいつたら、みんながあなたたかく見てくれているということ、非常にその意欲も出てくるというふうに私は考えられると、こういうふうな思ふわけでございましてね。ですから、これを全部協力校に学割を認めるといたしますと、どれくらい予算が要すると推定していらつしやるわけでございませうか。

○政府委員(秋富公正君) いま私も、協力校に月に通う生徒の数がどのくらいかという点が、実ははつきりわからないわけでございまして。あくまでも試算でございまして、かりにこれは十五万人の方がいわゆる協力校に月二回通うとした場合の試算でございまして。それからその場合の距離を大体五十キロと見たわけでございまして。それから国鉄を利用する方が十五万と想定したわけでございまして、その中の大体四割が国鉄を利用すると仮定したわけでございまして。そういうしまして、一年のうちに十カ月は通うということでしたしまして、これが割引が五五割引き引いておるわけでござい

ます。そういったしますと、一年間に二億五千万円、これは試算でございますが、そういったことであるわけであります。

○萩原幽香子君 そういたしますと、ずいぶんたくさんになるということでございますけれども、これはまあ私がもう少し協力校に對しまして、はつきりした、大体どれくらいの子供がどのくらいの距離で通うかということをしつかり調査いたしましてから運輸省のほうにお願いするのが筋かと思ひます。しかしそういったものを私も押えておりません。しかしこの問題について、運輸省といたしましては、今後どのようにこの子供たちに對して對処していただくつもりなのか、ひとつお考えを承っておきたいと存じます。

○政府委員(秋富公正君) いまいろいろと承っておりますと、まことに青少年の通信教育という問題は大事な問題だということは、私もよくいろいろと承っております。またかねて承知しているわけでございますが、実は国鉄の財政状況が、御承知かと思ひますが、三十九年からのいわゆる赤字に転化したわけでございます。そのときはまだ償却後の赤字でございましたのですが、四十六年、今年度からはいわゆる償却前の赤字というものが想定されておるわけでございまして、御承知のようにいろいろと不用品といふか、不急財産と申しますか、それも六十億ばかりことは償却するわけでございます。それから収入の増加につきましても、これは全職員あげてやっているわけでございまして、同時に経費の節減についてもつとめてまいりましたわけでございます。それで、現在旅客関係だけで、いわゆる通勤通学あるいは学生の割引、その他の割引引いておられますが、大体四十五年度で三百六十六億でございます。貨物のほうもいわゆるいろいろな割引制度がございまして、これを合算しますと大体四十五年度で五百億の割引をしているわけでございます。それに比べますと、二億ぐらゐと言われるかもしれませんけれども、私たちがいたしましては、国鉄がいまそういった不急財産まで償却、売り払ひまして、死に

もの狂いでやっている際でございます。これ以上にいわれる厚生省関係におきましても、いわゆる身体障害者の割引を拡大してきている問題とかあるいは内部疾患のほうにも適用するとか、いろいろな要望があるわけでございます。が、こういったもの、これは国家的、社会的、あるいは文教政策上からの問題はいろいろあると、十分承知しておりますが、それを独立採算制で、しかも本年度は、いわゆる損益勘定から資本勘定へは一円も繰り越しができない。四十五年度におきましては八百五十億ばかり損益勘定から資本勘定に繰り入れたわけでございますが、四十六年度はこれはゼロでございます。こういった国鉄の財政状況はきわめて悪化しておりますときに、これ以上国鉄にそういった公共的な負担を負わせるということは實際上できかねると私は思ふんでござい

○萩原幽香子君 いろいろ御説明を承ったわけでございまして、高等学校に通う子供にも割引は認められてゐる。普通の全日制高校の場合にはそれが認められてゐる。そしてまた同じスクーリングを受けるにしても、実施校へ行く子供にはそれが認められてゐる。にもかかわらず、協力校に行く子供だけ認められないということは、私はやはりこれはたいへんな差別じゃないだろうかというふうに考えるわけでございまして、なぜだろという気持ちをおこす子供たちが持つことは当然ではないかしらという感じがいたします。まあ国鉄さんのお家の事情というものは私はわかりませんが、これは認められなくても、しかし、こういうところからその差別というものをまず私は取つていただかなければならぬ。全日制の子供の学割が認められるのになぜ通信制高校のわずかに一、二回のこういうことさえ認められないのか。これはやっぱり社会全般が弱者や貧しい者にほんとうに冷たいということが如実に出てくるような感じがするわけでございまして、何とかこの問題につきましてももう少し私はお考えをいただきたいと考えるわけでございまして、もう一ぺんどうぞ

ひとつ御答弁をちょうだいしたいと思ふわけでござい

○政府委員(秋富公正君) いまの通信教育の学生生徒に對してもいわゆる学生割引ということの適用は一般の学生と同じにやっておるわけでござい

○萩原幽香子君 もう時間がまいりましたのでこれ以上お願いできないかもしれませんけれども、しかし私は最後まで、この問題はもう一回お考えをいただきたいということを強く要望いたしておきたいと存じます。知識、技術というものが耐久消費財ではなくて、技術革新の時代におきましてはたえず陳腐化していくものでございまして、学習は青少年期だけでなく生涯を通じてなされなければならぬと考へます。NHK学園の場合も当初

十七歳、十八歳の青少年の入学を予想していたにもかかわらず、二十五歳以上の人が約半数を占め、高年齢者がかなり多く学んでおるといふことを承ったわけでございます。そこで生涯教育の機関として放送を利用することは非常に優れた方法だと思ひますけれども、放送大学の放送とともに放送制高校というものをとおつくりになるお気持ちはございせんか。最後にこの問題を一点、お聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(宮地茂君) まあいろいろお考えもござい

○萩原幽香子君 やはりこれから生涯教育ということがやましく言われているときでござい

○政府委員(宮地茂君) NHKがやっております通信制高校、実態は一般の通信制高校と違つて相当放送を取り入れておりますし、相当というよりもむしろ放送を中心とした形になっておりますが、いま先生のおっしゃいますのは、ただ名称だけでなくていろいろなマスメディア利用ということでもございまして、将来の問題として検討させていただきますと思ひますが、通信高校という名称の実質放送高校というふうには私も感じておりますので、特に名称の点でいま直ちに直すという

考えはございませんが、もっと放送その他いろいろのマスメディアの発達によりますそういうものも利用してという点も頭に置きまして、いまの通信教育がこれでもう理想だと思っておられないので、そういう意味におきまして今後十分検討はさせていただきたいと思います。

○萩原幽香子君 いま私は通信制高校の問題についていろいろとお尋ねをしましてまいりました。しかしどの御答弁をお聞きいたしましたしても、通信制高校の受講生のためにほんとうに考えられているという御答弁があまり返ってきませんでした、正直に申しまして。これでは私は教育の機会均等というところから、あるいはほんとうに学ぼうとしている青少年の問題からも、いろいろな問題点があるのではないだろうか。特にたびたび繰り返して申すけれども、ほんとうに貧しい者や弱い者が見捨てられているような形になっているのではないか、こういう感じを私は非常に強く持ったわけでございます。こういう点に十分御配慮いただきまして、定時制高校の問題、あるいは通信制高校の問題につきまして、ほんとうにあたにかい御配慮がいただけて、勤労青少年たちも、そしてまたより高い年齢にある人たちも、こういうところで喜んで学べるような、意欲を持って学べるような状態にまで持っていっていただきますことを強く要望いたしまして質問を終わりたいと存じます。ありがとうございます。

○委員長(高橋文五郎君) 他に御発言もなければ、本法律案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十八分散会

四月三十日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、女子教育職員の育児休暇の立法化に関する請願(第二九一九号)(第二九三四号)(第二九三八号)(第二九五三三三三)(第二九六五五五)(第二九七一七号)

一、学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(第二九二〇号)(第二九五〇号)
一、義務教育諸学校等の教育職員の超勤手当支給等の立法化に関する請願(第二九三〇号)(第二九三一一号)(第二九三二二二)(第二九三三三三三三)

第二九一九号 昭和四十六年四月十六日受理
女子教育職員の育児休暇の立法化に関する請願(三通)
請願者 福島県郡山市富田町字屋敷前一二ノ二 佐藤マキ外千六百六十名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第二九三四号 昭和四十六年四月十七日受理
女子教育職員の育児休暇の立法化に関する請願(三通)
請願者 長崎県佐世保市稲荷町二七ノ四 神宮安隆外三千二百二十一名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第二九三八号 昭和四十六年四月十九日受理
女子教育職員の育児休暇の立法化に関する請願(三通)
請願者 東京都狛江市岩戸一、三八九松葉 ユーポB一〇三 石川昭子外二千四百九十九名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第二九五三三三三 昭和四十六年四月二十日受理
女子教育職員の育児休暇の立法化に関する請願(三通)
請願者 群馬県吾妻郡中之条町伊勢町一、〇四五ノ一 片貝みえ外三千五十五名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第二九六五五五 昭和四十六年四月二十一日受理
女子教育職員の育児休暇の立法化に関する請願(三通)
請願者 静岡県三島市東本町一ノ四ノ一四 引間とよ子外三千七十六名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第二九七一一一 昭和四十六年四月二十二日受理
女子教育職員の育児休暇の立法化に関する請願(三通)
請願者 静岡県小笠原郡浜岡町池新田三、二四九 本間万里子外三千三百三十六名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第二九二〇〇号 昭和四十六年四月十六日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(四通)
請願者 福岡県直方市知古二ノ八ノ二八 高田栄子外三名
紹介議員 喜屋武眞榮君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二九五〇〇号 昭和四十六年四月二十日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)
請願者 福岡県喜穂郡喜穂町大字千手一、八四四ノ一 川村司外一名
紹介議員 平井 太郎君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二九三〇〇号 昭和四十六年四月十七日受理
義務教育諸学校等の教育職員の超勤手当支給等の立法化に関する請願
請願者 岡山県高梁市片原町八 西田弘史 外八百名
紹介議員 秋山 長造君
義務教育諸学校等の教育職員の劣悪な勤務条件を改善するため、左記項目を含む教育職員の超勤手当支給等の立法化を強く要請する。

一、勤務時間外に行なう職員会議、クラブ活動、学校行事等の測定可能な時間外勤務について
1 時間外勤務の一方的命令行為を排除すること。
2 時間外勤務の業務の内容と時間の限定を使用者と職員団体との協議によって決定すること。
3 双方の協議によって決定した業務の時間外勤務に対しては、労働基準法第三十七条に基づき手当を支給すること。

二、教育労働の特殊性にかんがみ、教科及びその他の指導に関する準備、整理や家庭訪問等前項以外の自主性、自発性に基づく超過勤務に対しては定率(四八パーセント)の調整額を支給すること。

理由
小・中・高等学校等の教育職員の勤務は、過重な担当授業時数と本務外労働の増加によって長時間の超過勤務が行なわれている実情である。しかもその超過勤務は、労働基準法第三十六条の労使協定の手続がとられていないばかりでなく、同法第三十七条による割増賃金もまったく支給されていない。長年にわたるこの劣悪な勤務条件は、当然

の結果として教育職員の生活と健康を著しく害し、教育活動に重圧を加え、教育効果を高める上で深刻な阻害の状況をつくり出すにいたっている。

第二九三〇号 昭和四十六年四月十七日受理

義務教育諸学校等の教育職員の超勤手当支給等の立法化に関する請願

請願者 岩手県遠野市新町三ノ一九 今野

竜雄外六百二十七名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第二九三〇号と同じである。

第二九三二号 昭和四十六年四月十七日受理

義務教育諸学校等の教育職員の超勤手当支給等の立法化に関する請願

請願者 宮城県宮城郡泉町黒松団地一ノ四

六一 高橋浩太郎外九百九十名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第二九三〇号と同じである。

第二九三三号 昭和四十六年四月十七日受理

義務教育諸学校等の教育職員の超勤手当支給等の立法化に関する請願

請願者 広島県三次市大田幸町四五三ノ一

福本祐子外六百四十名

紹介議員 萩原幽香子君

この請願の趣旨は、第二九三〇号と同じである。

五月七日本委員会に左の案件を付託された。

一、女子教育職員の育児休暇の立法化に関する請願(第二九八六号)(第二九九九号)(第三〇四〇号)(第三〇四一号)

一、教員の超過勤務制度の確立等に関する請願(第三〇一四号)(第三〇一五号)(第三〇一六号)(第三〇一七号)(第三〇一八号)(第三〇一九号)

九号)(第三〇二〇号)(第三〇二二一号)(第三〇二二二号)
一、和裁(着装を含む)の学校教育必修科目実施に関する請願(第三〇二五号)

第二九八六号 昭和四十六年四月二十三日受理

女子教育職員の育児休暇の立法化に関する請願(三通)

請願者 静岡県浜松市富塚町二〇三ノ五

岩田こと外三千四十五名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第二九九九号 昭和四十六年四月二十六日受理

女子教育職員の育児休暇の立法化に関する請願(三通)

請願者 静岡県富士郡芝川町猫沢四九八

篠原すみ江外三千二百七十一名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第三〇四〇号 昭和四十六年四月二十七日受理

女子教育職員の育児休暇の立法化に関する請願(二通)

請願者 新潟県糸魚川市大町四二四ノ二

倉石正久外千八百四十五名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第三〇四一号 昭和四十六年四月二十七日受理

女子教育職員の育児休暇の立法化に関する請願

(二通)
請願者 北海道蘭志郡熊石町宇内内 近藤
海外千九百九十九名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第三〇一四号 昭和四十六年四月二十六日受理

教員の超過勤務制度の確立等に関する請願

請願者 富山県中新川郡立山町野口 橋初

恵外千名

紹介議員 小林 武君

教員の超過勤務制度確立にあたっては、左記の内容でその実現を図られたい。

一、休日や勤務時間外に行なわれたクラブ活動などの指導、学校行事、職員会議など諸会議、各種校務、修学旅行、出張、官製研修など、測定可能な労働に対して労基法に基づく超勤手当、休日給を支給すること。

二、時間外労働のうち、自主研修、指導のための準備・整理、家庭訪問など現行制度のもとでは測定に困難性がある部分については、それに見合うものとして、定率の特別手当を支給すること。

三、これらの支給対象から、管理職手当受給者は除外するとともに、主任手当や教頭給、主任給など新たな管理職手当や職階職務給はつくりな

いこと。

四、無定量勤務の強要を可能にし、労働者としての権利を否定する労基法適用除外をしないこと。

さらに、中央教育審議会の中間発表した「教育改革構想」は教育の民主的発展を阻害するものであり、教職員に対する権力支配を強める方策はとるべきでないとの決議を採択されたい。

理由
教員に対する「特別調整額」支給については、関係法案を制定するはこびとなるものと見られるが、この措置が教育の権力支配の手段とされてはなら

ない。教育の民主的な発展をめざして教員の勤務条件を改善するためには、現行法制を尊重した超過勤務制度の確立が必要であり、一部伝えられる管理体制強化の政策には大きな問題がある。

第三〇一五号 昭和四十六年四月二十六日受理

教員の超過勤務制度の確立等に関する請願

請願者 滋賀県近江八幡市大房町五七八ノ

二 西堀駒次外千名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第三〇一四号と同じである。

第三〇一六号 昭和四十六年四月二十六日受理

教員の超過勤務制度の確立等に関する請願

請願者 富山県南田町一ノ四 高見源彰外

千名

紹介議員 杉原 一雄君

この請願の趣旨は、第三〇一四号と同じである。

第三〇一七号 昭和四十六年四月二十六日受理

教員の超過勤務制度の確立等に関する請願

請願者 秋田県湯沢市荒町三九 伊藤辰郎

外千名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第三〇一四号と同じである。

第三〇一八号 昭和四十六年四月二十六日受理

教員の超過勤務制度の確立等に関する請願

請願者 群馬県前橋市大手町二ノ一八ノ二

斉藤美穂外千名

紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第三〇一四号と同じである。

第三〇一九号 昭和四十六年四月二十六日受理

教員の超過勤務制度の確立等に関する請願

請願者 長野県塩尻市大川四番町二ノ二〇

柳沢保外千百名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第三〇一四号と同じである。

第三〇二〇号 昭和四十六年四月二十六日受理

教員の超過勤務制度の確立等に関する請願

請願者 山口県下松市大字末武下七二〇県

立下松工業高等学校内 斉藤久弘

外千百名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第三〇一四号と同じである。

第三〇二一号 昭和四十六年四月二十六日受理

教員の超過勤務制度の確立等に関する請願

請願者 長崎県佐世保市吉岡町一、一五九

限上益二郎外千三百九十五名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第三〇一四号と同じである。

第三〇二二号 昭和四十六年四月二十六日受理

教員の超過勤務制度の確立等に関する請願

請願者 群馬県前橋市緑ヶ丘町四ノ四 田

島欣之助外千百名

紹介議員 大和 与一君

この請願の趣旨は、第三〇一四号と同じである。

第三〇二五号 昭和四十六年四月二十六日受理

和裁（着装を含む）の学校教育必修科目実施に関する請願

請願者

広島県福山市今津町三ノ五広島県

木製はきもの協同組合理事長 豊

田米蔵

紹介議員 中津井 真君

この請願の趣旨は、第二四六四号と同じである。

昭和四十六年五月二十六日印刷

昭和四十六年五月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局